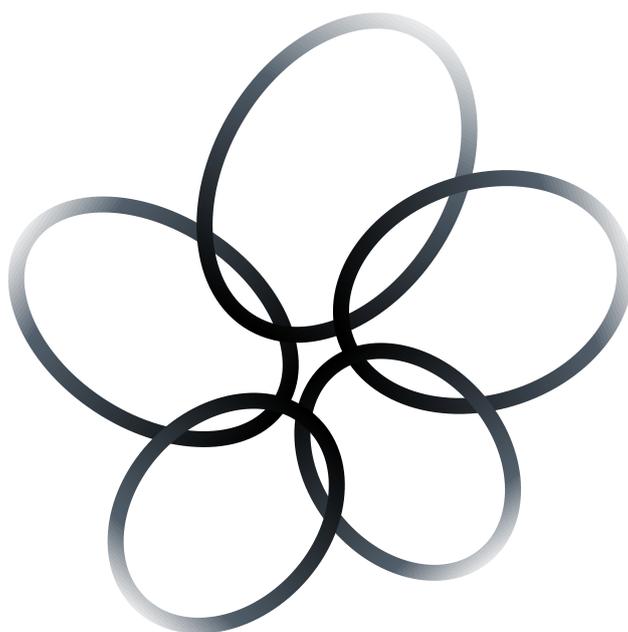


相談支援事業の 進め方

令和元年度版

令和2年3月現在



金沢市福祉局障害福祉課
金沢市障害者基幹相談支援センター

<目次>

◇ 相談支援体制	… 1
◇ サービス等利用計画（障害児支援利用計画）とは？	… 1
◇ 誰がどの計画を作成するの？	… 1
◇ 相談支援事業所が提供するサービスとは？	… 2
◇ 計画を作成するときに自己負担はあるの？	… 2
◇ 計画を作成する時期はいつ？	… 2
◇ モニタリング期間はどのように設定するの？	… 3
◇ モニタリング時期の考え方は？	… 3
◇ 給付費の請求時期はいつを基準にするの？	… 4
◇ 介護給付費及び訓練等給付費を申請する場合	… 5
◇ 障害児通所給付費を申請する場合	… 6
◇ サービスの更新申請をする場合	… 7
◇ サービス等利用計画作成にあたり、市に提出が必要な書類一覧	… 8
◇ 障害福祉サービス等申請時提出資料チェックリスト	… 9
◇ サービス等利用計画作成事務に関する留意点について	…10
◇ 相談支援に関するQ&A（厚生労働省通知・平成29年3月31日）	…20
◇ 平成30年4月からの相談支援事業の留意点について	…43
◇ 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1	…45
◇ 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.3	…56
◇ （相談支援）変更の届出が必要な場合	…57
◇ 加算に関する様式	…59
◇ 障害福祉サービス費等の報酬算定構造	…71
◇ 相談支援に関する様式集	…76
◇ 受給者証のひな形	…81
◇ 主眼事項及び着眼点	…84

相談支援体制

対象者	事業の種類	支援の種類	概要
障害者	一般相談支援事業	○基本相談支援 ○地域相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援	障害のある方の相談に対する助言や情報の提供を行う（基本相談支援）ほか、精神科病院又は障害者支援施設等に入院・入所している方が地域生活に移行するための支援を行う。（地域移行支援）また、地域で単身生活をしている障害のある方等の常時の連絡体制の確保や緊急時の支援を行う。（地域定着支援）
障害者 障害児	特定相談支援事業	○基本相談支援 ○計画相談支援 ・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援	障害のある方の相談に対する助言や情報の提供を行う（基本相談支援）ほか、障害福祉サービスを利用する際にサービス等利用計画を作成（サービス利用支援）し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う。（継続サービス利用支援）
障害児	障害児相談支援事業	○障害児相談支援 ・障害児支援利用援助 ・継続障害児支援利用援助	障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）を利用する前に障害児支援利用計画を作成（障害児支援利用援助）し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う。（継続障害児支援利用援助）

サービス等利用計画（障害児支援利用計画）とは？

サービス等利用計画（障害児支援利用計画）とは、障害のある方のニーズや置かれている状況を勘案して、福祉、保健、医療、教育、就労、住宅等の総合的な視点から、その方にとって最適な障害福祉サービス（又は障害児通所支援）の組み合わせ等について検討し、作成する計画です。
※平成27年4月より、障害福祉サービス等を利用する際は、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成が必須となりました。

誰がどの計画を作成するの？

利用するサービスによって、計画を作成する相談支援事業所が異なります。詳しくは以下のとおりです。

対象者	作成する計画	計画を作成する事業者
(1) 障害者	サービス等利用計画	指定特定相談支援事業所
(2) 障害福祉サービス(居宅介護、短期入所等の介護給付費)のみを利用する障害児		
(3) (2)以外の障害児	障害児支援利用計画	指定障害児相談支援事業所

* 障害児の計画作成の取り扱いについて

（例1）居宅介護のみを利用する障害児の場合→サービス等利用計画を作成

（例2）短期入所と放課後等デイサービスを利用する障害児の場合→障害児支援利用計画を作成

（例3）児童発達支援のみを利用する障害児の場合→障害児支援利用計画を作成

* 介護保険制度の対象となる65歳以上の方及び特定疾病（16疾病）による40歳以上65歳未満の方（生活保護の方を除く）の計画作成について

原則、介護保険サービスを利用することとなります。

そのため、介護支援専門員（ケアマネージャー）が、障害福祉サービスを含めた居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成することになります（サービス等利用計画案の作成は不要）。

ただし、金沢市が支給決定に当たってサービス等利用計画の作成が必要と認める場合に限り、サービス等利用計画案の作成対象となります。

* 地域生活支援事業のサービスのみを利用する障害のある方（児童）の計画作成について

地域生活支援事業のサービスのみを利用する障害のある方（児童）については、計画の作成は必要ありません。

（地域生活支援事業のサービス…移動支援、日中一時支援、地域活動支援センター、訪問入浴）

相談支援事業所が提供するサービスとは？

相談支援事業所が提供するサービスは以下のとおりです。

計画作成時	モニタリング時
①生活全般の相談 ②利用者の心身、日常生活の状況等の聞き取り(アセスメント) ③サービスの利用に関する情報提供 ④計画案及び計画の作成 ⑤計画作成のためのサービス担当者会議の開催 ⑥サービス提供事業者との連絡・調整	①生活全般の相談 ②作成した計画の実施状況の把握(モニタリング) ③再アセスメント ④サービスの継続利用に関する支援 ⑤(計画を変更する場合は)サービス担当者会議の開催 ⑥サービス提供事業者との連絡・調整

計画作成するときの自己負担はあるの？

計画作成したときの自己負担はありません。金沢市から直接事業者に作成料を支払います。
また、モニタリング(計画の見直し)をしたときの費用も金沢市から直接事業者に支払いますので、自己負担はありません。

※通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定相談支援を提供する場合、それに要した交通費の額の支払を対象利用者から受けることができます。その場合は事前に運営規程(金沢市に届出が必要)・重要事項説明書(利用者の了解を得ること)に定める必要があります。

計画作成する時期はいつ？

①新規申請時

新規に障害福祉サービス等の申請があった場合、金沢市より計画作成のための依頼書(「サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書」)を対象者あてに送付します。
対象者は、計画作成を依頼する事業所を選び、契約を結んで計画作成を依頼することとなります。

②更新申請時

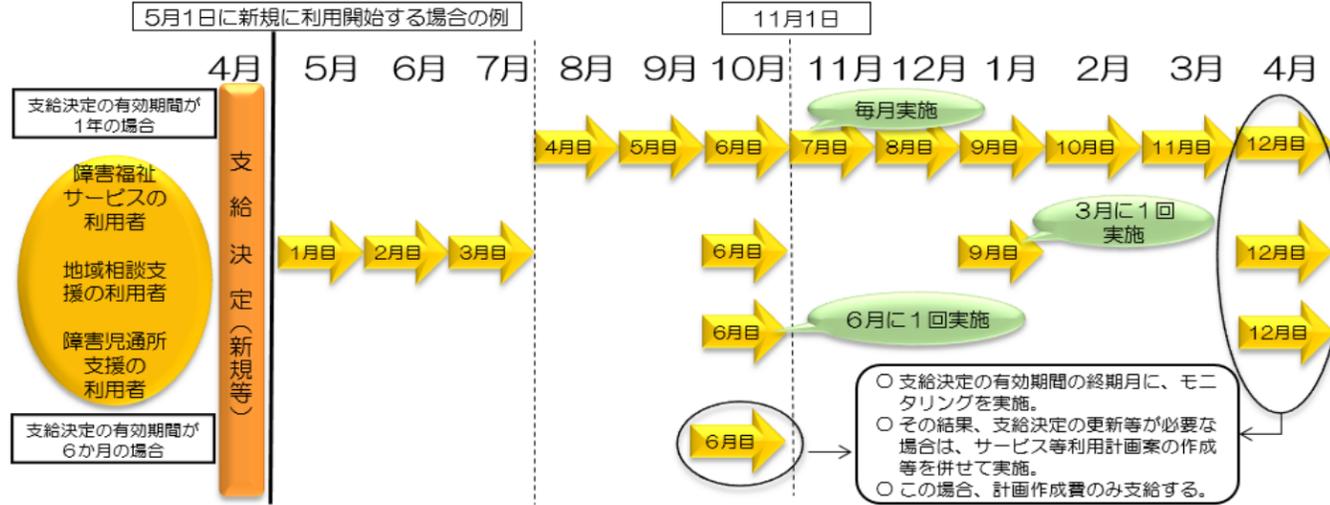
障害福祉サービス等には利用有効期間がサービスによって定められており、更新の際には計画案の提出が必要です。
有効期間終了の約2か月前までに、更新対象者及び計画作成担当事業所に、サービス更新のための計画案作成及び提出が必要であることを通知します。有効期間終了月の20日までに計画案を提出していただくこととなります。

③変更申請時

支給決定を受けている障害福祉サービス等の変更(支給量等)が必要な場合も、計画案を提出していただくこととなります。

モニタリング期間はどのように設定するの？

対象者	期間
①新規又は支給決定の内容に著しい変更があった者	1月間 ※利用開始から3月のみ
②集中的な支援が必要な者	1月間
③就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助の利用者	3月間
④居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練の利用者	3月間
⑤生活介護、就労継続支援、共同生活援助（日中支援型を除く）、地域移行支援、地域定着支援、障害児通所支援の利用者	6月間 ※65歳以上で介護保険のケアマネジメントを受けていない者は3月間
⑥障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援の利用者	6月間



※サービス利用有効期間が終了する月においては、必ずモニタリングをする必要があります。

※やむを得ない事情で、標準のモニタリング期間から変更希望する場合は金沢市に相談をしてください。

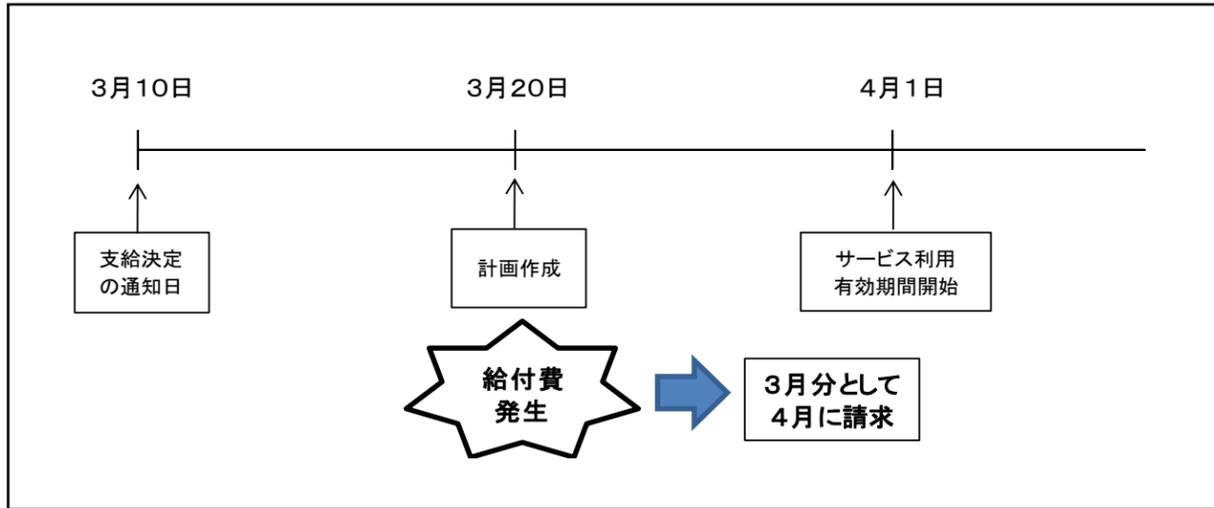
- 利用者の体調不良等により、設定されたモニタリング月にモニタリングができず、翌月にモニタリングを行った場合、モニタリング遅延理由書（様式は任意）をご提出ください。
（例：モニタリング期間が令和元年5月、11月の場合であって、5月にモニタリングができず、6月に行った場合）
 - 設定されていない月にモニタリングを行う場合は、事前にモニタリング変更依頼書（様式は任意）及び受給者証をご提出ください。
（例：モニタリング期間が令和元年5月、11月の場合であって、急きょ7月にもモニタリングを行う場合）
- ※事後の連絡や依頼は認められません。

給付費の請求時期はいつを基準にするの？

計画相談支援給付費が発生するのは、支給決定を受けた後に、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画を作成し、利用者から文書により同意を得た時点です。

(例)

- 支給決定の通知日 3月10日
- 計画作成日 3月20日
- サービス利用有効期間開始日 4月1日～



給付費の算定の考え方

<基本>

サービス利用支援費（障害児支援利用援助費）及び継続サービス利用支援費（継続障害児支援利用援助費）は月額報酬のため、同一の月に複数回行ったとしても

- サービス利用支援費（障害児支援利用援助費）
- 継続サービス利用支援費（継続障害児支援利用援助費）

しか算定できない。

※下記の場合については以下のような算定の考え方をしてください。

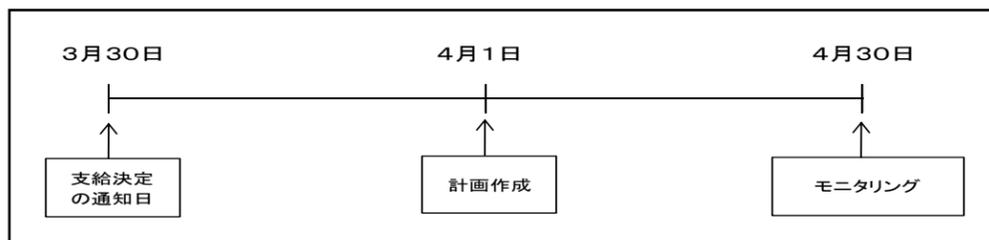
【同一の月に継続サービス利用支援（モニタリング）を行った後にサービス利用支援（計画作成）を行った場合】

⇒サービス利用支援費のみを算定する。

【サービス利用支援を行った後、同一の月に継続サービス利用支援を行った場合】

※モニタリング期間が「当初3ヶ月のち半年毎」などとなるサービスの新規利用時が該当

（例）4月1日に計画を作成し、4月30日にモニタリングを行った。



⇒サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費を算定する。

【継続サービス利用支援を行った結果新たなサービス等利用計画の作成が必要となったため、月をまたいでサービス利用支援を行った場合】

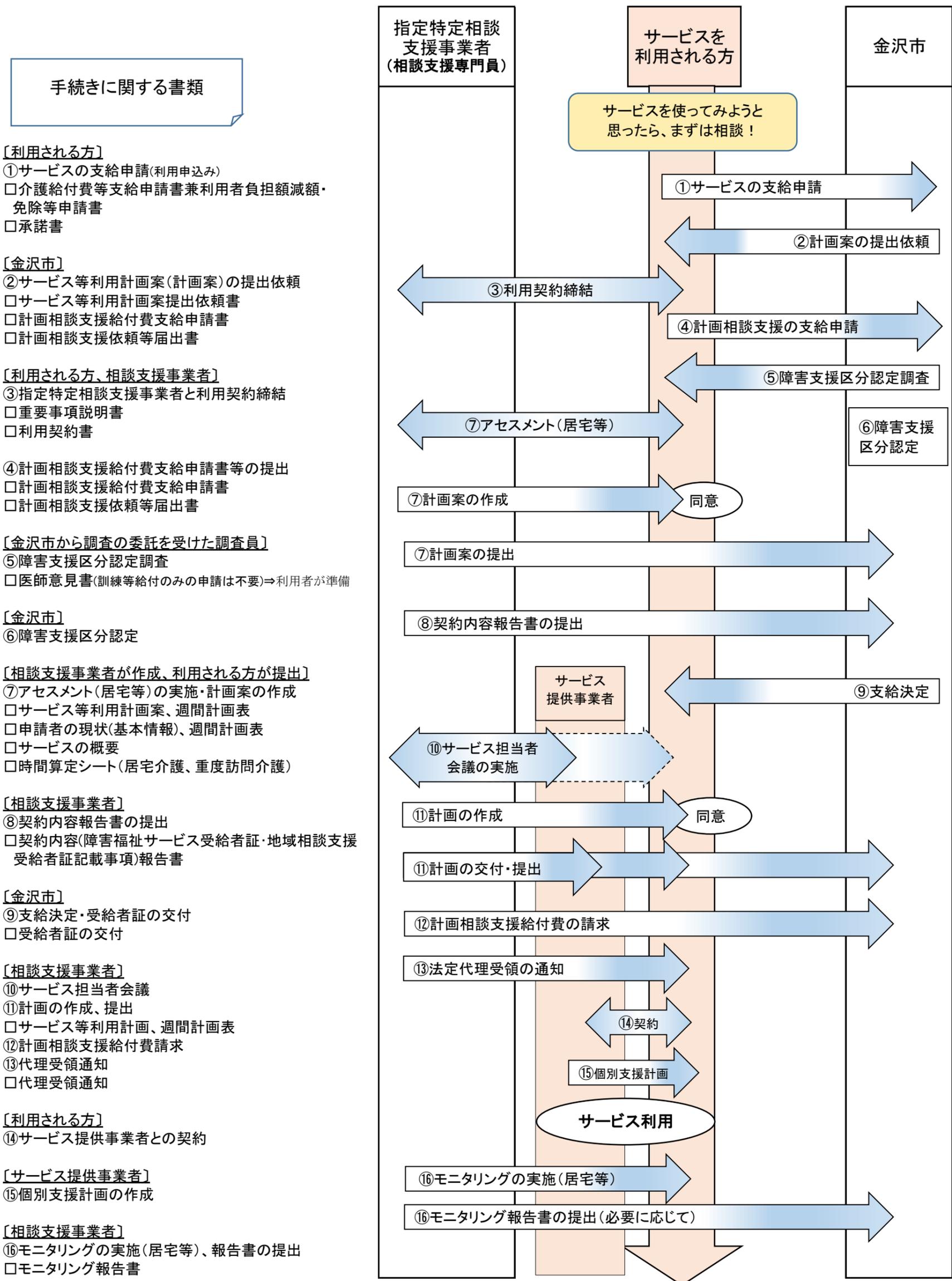
⇒継続サービス利用支援を行った結果サービス等利用計画を作成するという一連の流れで行っている場合は、サービス利用支援費のみを算定する。

※特別地域加算について

中山間地域等、厚生労働省が定める地域に居住している利用者に対し、指定相談支援を行った場合は特別地域加算が算定できることとなっています。対象者については受給者証にその旨の記載がありますので、該当する場合は特別地域加算対象のサービスコードにて請求を行ってください。

金沢市における障害福祉サービス利用の流れと相談支援専門員の役割 (介護給付費及び訓練等給付費)

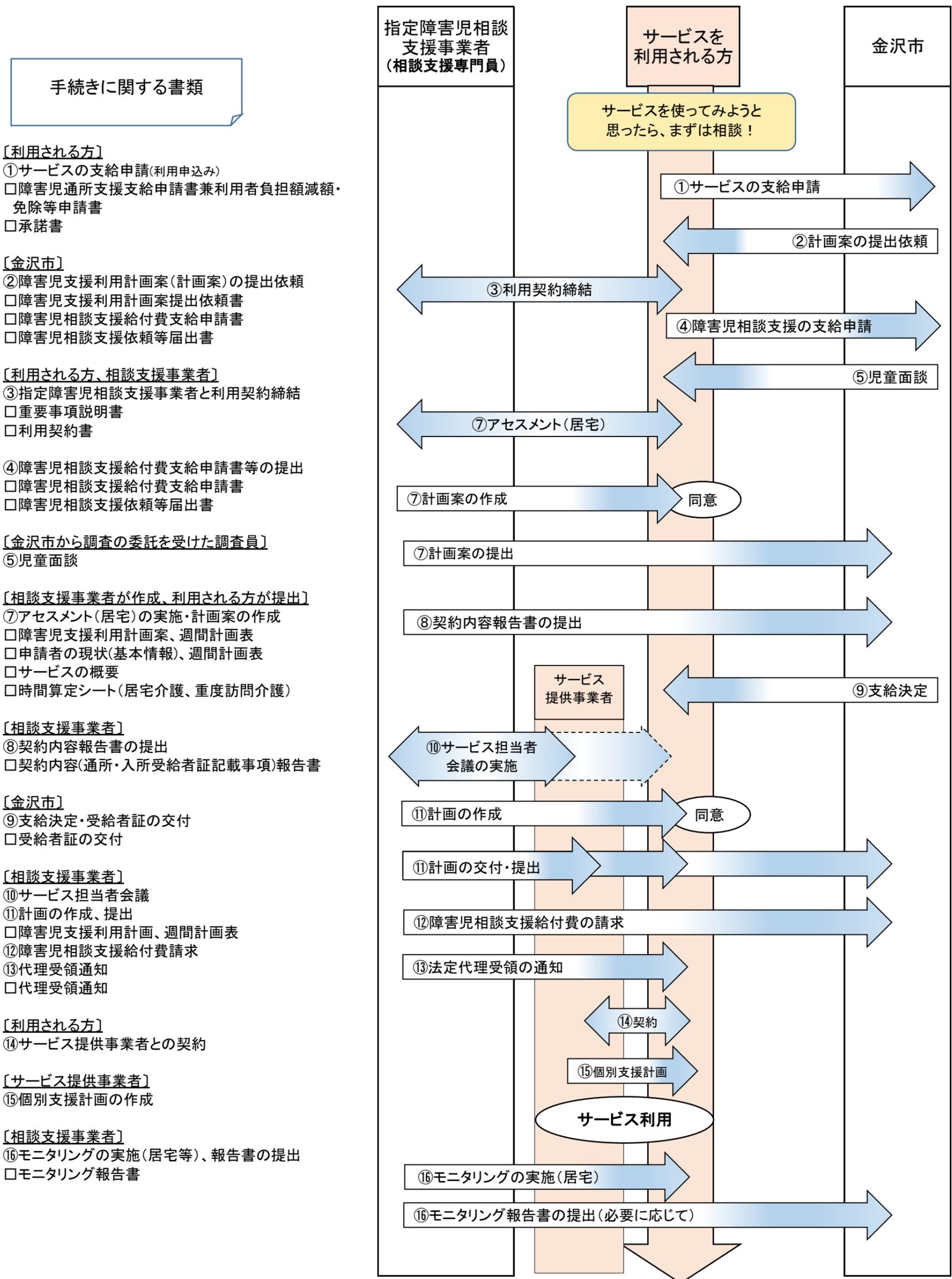
令和2年3月作成



※サービスの種類によって別途必要な書類もあります。
 ※おおまかな流れであり、必ずこの流れの通り進むとは限りません。
 ※アセスメント、モニタリングにある「居宅等」とは、居宅、障害者支援施設等、精神科病院を指します。

金沢市における障害福祉サービス利用の流れと相談支援専門員の役割 (障害児通所給付費)

令和2年3月作成



※サービスの種類によって別途必要な書類もあります。
 ※おおまかな流れであり、必ずこの流れの通り進むとは限りません。

金沢市における障害福祉サービス利用の流れと相談支援専門員の役割 (更新の場合)

令和2年3月作成

手続きに関する書類

【利用される方】

- ①更新申請の案内
- 障害支援区分の更新、児童面談を必要とする方は有効期限が切れる3ヶ月前に送付します。
- サービスの更新申請書
- 承諾書

【金沢市から調査の委託を受けた調査員】

- ②認定調査・児童面談の実施
- 医師意見書(訓練等給付のみの申請は不要)⇒利用者が準備

【金沢市】

- ③障害支援区分認定

【相談支援事業者が作成、利用される方が提出】

- ④モニタリング(居宅等)の実施・提出(任意)
- モニタリング報告書
- ⑤計画案の作成、提出
- 計画案、週間計画表
- サービスの概要
- 時間算定シート(居宅介護、重度訪問介護)

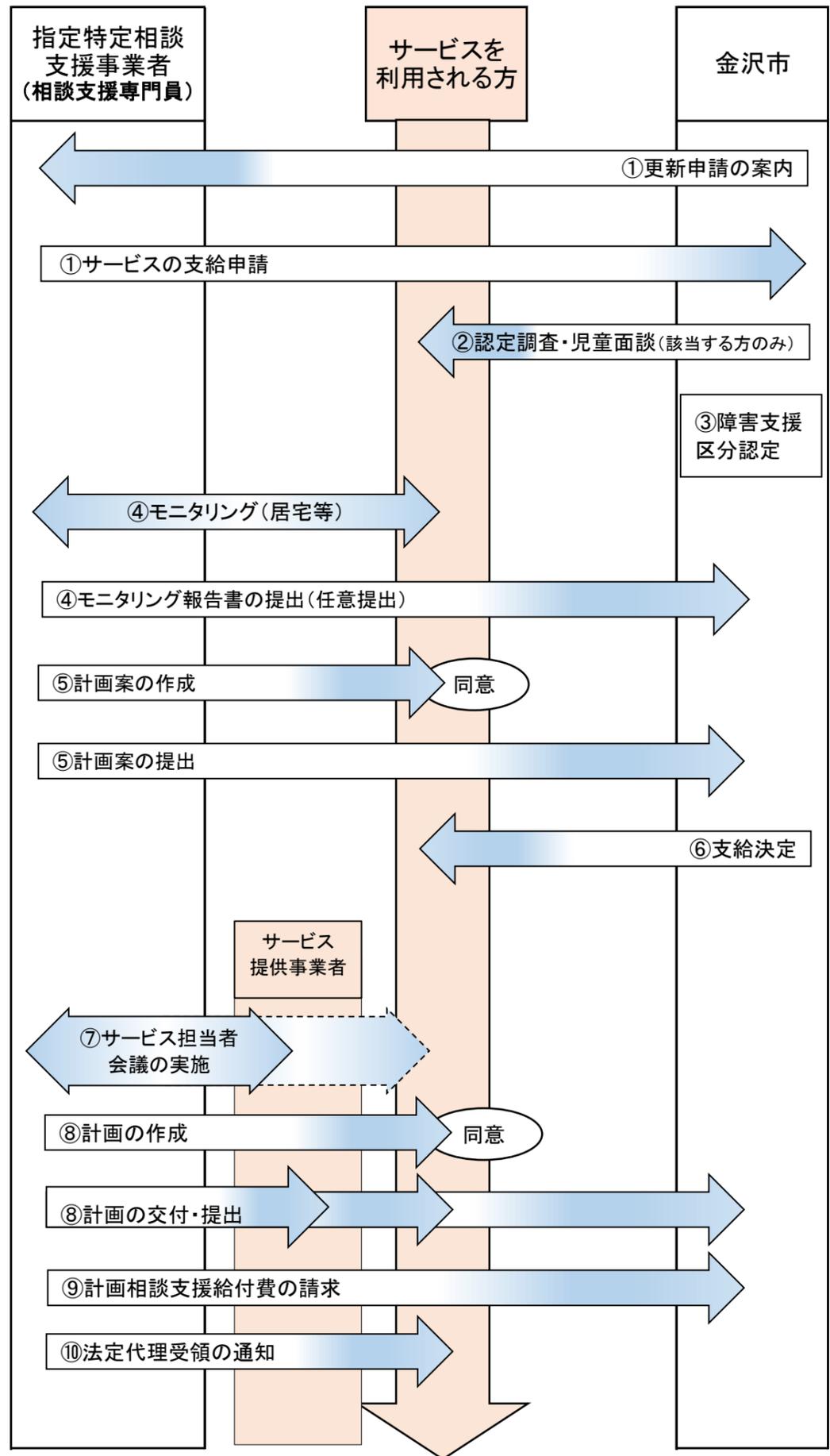
【金沢市】

- ⑥支給決定・受給者証の交付
- 受給者証の交付

【相談支援事業者】

- ⑦サービス担当者会議
- ⑧計画の作成、提出
- サービス等利用計画、週間計画表
- ⑨計画相談支援給付費請求
- ⑩代理受領通知
- 代理受領通知

※サービスの種類によって別途必要な書類もあります。
 ※おおまかな流れであり、必ずこの流れの通りに進むとは限りません。
 ※モニタリングにある「居宅等」とは、居宅、障害者支援施設等、精神科病院を指します。



サービス等利用計画作成にあたり、市に提出が必要な書類一覧

No.	提出書類	支給決定前 (新規)	支給決定前 (更新・変更)	支給決定後 (新規・更新・変更)
1	サービス等利用計画案	○	○	
2	サービス等利用計画案(週間)	○	○	
3	申請者の現状(基本情報)	○	●	
4	申請者の現状(基本情報)(週間)	○	●	
5	必要な障害福祉サービス等の概要	○	○	
6	サービス等利用計画			○
7	サービス等利用計画(週間)			○
8	時間算定シート(居宅介護、重度訪問介護申請時)	○	○	
9	モニタリング期間変更理由書 ※標準のモニタリング期間以外の期間を希望する場合	●	●	
10	その他 (サービス等調整会議録、アセスメントシート、ニーズ整理票 等)	●	●	

○…提出必須 ●…必要に応じて提出

※モニタリングの提出の必要はありませんが、支給決定等の際し、必要と認める場合には提出を求めることがあります。

また、モニタリングを実施したことがわかる書類は必ず記録に残してください。

障害福祉サービス等申請時提出資料チェックリスト

※この他にも必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

申請書類

介護給付費等支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A・B）、施設入所支援、共同生活援助、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援

地域生活支援事業利用申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

※移動支援、日中一時支援、地域活動支援センター、訪問入浴

障害児通所給付費等支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

※児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

計画相談支援支給申請書、計画相談支援依頼等届出書 ※計画相談支援の支給を受ける場合

障害児相談支援支給申請書、障害児相談支援依頼等届出書 ※障害児相談支援の支給を受ける場合

承諾書 ※全サービス共通

世帯状況・収入等申告書 ※療養介護・施設入所支援申請時のみ

本人確認のため必要な書類 ※個人番号カードの場合は番号確認と本人確認の両方ができます。

個人番号確認書類（いずれか1つ） ※写し可

※通知カード、住民票の写し（個人番号の記載のあるもの）

本人確認書類 ※写し可

※写真あり身分証明書（いずれか1つ）

運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、学生証（写真あり）、社員証（写真あり）、各種資格証明書（写真あり）など

※写真なし身分証明書（いずれか2つ）

健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、公共料金の領収書、学生証（写真なし）、社員証（写真なし）、各種資格証明書（写真なし）など

障害のある方であることが確認できる書類 ※写し可

障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）

（障害者手帳のない精神に障害のある方の場合、下記のいずれかでも可）

精神障害を事由とする年金を現に受けていることを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等）

精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けていることを証明する書類

自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。）

医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類 ICD-10 コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること）

（障害者手帳のない障害のある児童の場合、下記のいずれかでも可）

特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類

医師の診断書

（障害者手帳のない難病等の対象の方の場合、下記のいずれかでも可）

医師の診断書

特定疾患医療受給者証

他都市からの転入の場合、以下の書類提出を求める場合があります。

（マイナンバー法に基づき、専用のネットワークシステムを用いて情報の提供を受けられる場合は、提出を省略できます）

所得・課税証明書 または 非課税証明書（本人の分及び配偶者の分）

※毎年7月を境に対象年度が変わりますので、注意してください。

例①平成30年6月末までの支給決定→平成29年度のもの 例②平成30年7月からの支給決定→平成30年度のもの

サービス等利用計画作成事務に関する留意点について

平成 30 年 4 月現在
金沢市福祉局障害福祉課

1 サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案の提出締切りの遵守について

障害福祉サービスの更新にあたり、更新対象月の 20 日までにサービス等利用計画案・障害児支援利用計画案の提出を事業所をお願いしているところです。

(例) サービスの有効期限が平成 29 年 10 月
→平成 29 年 10 月 20 日までにサービス等利用計画案・障害児支援利用計画案を
金沢市障害福祉課あて提出

しかし、毎月 20 日までに提出されているのは全体の約半分であり、受給者証発送処理に多大な影響が生じています。
毎月 20 日の締切りを遵守してください。

2 相談支援利用者の受入れ可能人数について

金沢市では、利用者の方がスムーズに相談支援を利用することができるよう、金沢市指定相談支援事業所の受入れ可能人数を金沢市ホームページにて公開しています。

毎月 25 日までに、翌月の相談支援受入れ可能人数を「別紙 1」に記入の上、金沢市障害者基幹相談支援センターまで報告願います。

とりまとめた結果を各相談支援事業所に送付するとともに、金沢市ホームページにて公開します。自らの事業所で受入れができず、他事業所へ受入れを依頼する際等に活用してください。

【受入れ可能人数回答期限】 毎月 25 日

(例：平成 30 年 1 月分→平成 29 年 12 月 25 日までに回答)

【とりまとめ結果の送付】 翌月 1 日

【金沢市ホームページ公開】 翌月 1 日以降に更新

(金沢市ホームページ公開先)

金沢市ホームページトップ > 福祉 > 障害のある方の福祉 >
金沢市内の障害福祉サービス事業所等について

https://www4.city.kanazawa.lg.jp/23016/syougai/higashinohon-daisinnsai_2_2.html

3 サービス等利用計画（案）・障害児支援利用計画（案）の同意について

市へ提出されたサービス等利用計画（案）・障害児支援利用計画（案）ですが、「利用者同意欄」が空欄となっており、同意を得たのかどうか不明なものが見受けられます。必ず同意を得たことがわかるよう整備をしてから提出してください（厚生労働省からも、同意を得た計画（案）を提出するよう指導あり）。

「利用者同意欄」が空欄の計画（案）が提出された場合、同意がとられていないと判断し、再提出を求めますので注意してください。

（参考）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号）

・基本的な取扱い〔第四の 1（1）〕

指定計画相談支援の提供に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号。以下「計画相談支援基準」という。）に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。

① 指定サービス利用支援

（一） サービス等利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等（第 15 条第 2 項第 6 号）

（二） サービス等利用計画案の利用者又はその家族への説明並びに利用者又は障害児の保護者の文書による同意（同項第 8 号及び第 11 号）

（三） サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者又は障害児の保護者及び担当者への交付（同項第 9 号及び第 12 号）

（四） サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取（同項第 10 号）

② 指定継続サービス利用支援

（一） 利用者の居宅等への訪問による利用者又は障害児の保護者への面接等（同条第 3 項第 2 号）

（二） サービス等利用計画の変更についての①の（一）から（四）までに準じた手続の実施（同条第 3 項第 3 号により準用する同条第 2 項第 6 号、第 10 号から第 12 号まで）

4 モニタリング結果の提出について

モニタリング結果の提出については、指定基準上、市町村への提出が必須とはみなされてはいません（下記 Q&A 参照）。

今後、モニタリング報告書の提出は任意としますが、必ず各事業所でモニタリングを実施したことがわかる資料を整備しておいてください（支給決定等を判断するにあたり、場合によっては提出を求めることがあります）。

実地指導等で、モニタリングを実施したことがわかる資料がないと確認された場合は、実施していないとみなされ給付費の返還対象となり得ますのでくれぐれも御注意ください。

(参考)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室
平成 29 年 3 月 31 日付事務連絡「相談支援に係る Q&A について」

問 40 サービス等利用計画及び障害児支援利用計画は、指定基準において市町村への提出が義務付けられているが、モニタリング結果については市町村にモニタリング記録等の書類を提出する必要があるか。

(答)

○ モニタリングについては、以下掲げる場合等、必要な時にモニタリング結果を報告することとする。

- ・ 支給決定の更新や変更が必要となる場合
- ・ モニタリング期間を設定し直す必要がある場合 等

○ なお、上記に加え市町村が毎回モニタリング結果について報告を求めることも可能である。

(H25. 2. 22 相談支援関係 Q&A 問 41)

5 モニタリングの実施月について

支給期間の最終月は必ずモニタリングを行う必要があるため、モニタリングの最終月を支給決定期間の最終月に設定し、そこから遡ってモニタリング月を設定します。

【例】計画相談支援給付費の支給期間：平成 29 年 4 月から平成 32 年 3 月
モニタリング期間：当初 3 か月毎月のち半年毎（平成 29 年 4 月～平成 32 年 3 月）

この場合、支給決定の最終月（平成 32 年 3 月）をモニタリング月に設定し、そこから遡って半年ごとのモニタリング月を設定することとなります。

したがって、平成 32 年 3 月、平成 31 年 9 月・3 月、平成 30 年 9 月・3 月、平成 29 年 9 月の各月と、当初 3 カ月毎月（平成 29 年 4 月、5 月、6 月）に実施することとなります。

(参考)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室
平成 29 年 3 月 31 日付事務連絡「相談支援に係る Q&A について」

問 31 支給期間の終期月とモニタリングの最終月が一致しない場合の取扱いはどうしたらよいか。

(答)

- 支給期間の最終月は必ずモニタリングを行う必要があるため、モニタリングの最終月を支給決定期間の終期月に設定し、そこから遡ってモニタリング月を設定されたい。

6 やむをえず指定月にモニタリングできない場合の取扱いについて

対象者の不在等で、指定月にモニタリングが実施できず、モニタリングの実施が指定月の翌月となる場合、市町村がやむを得ないと認める場合は当該翌月においても継続サービス利用支援費（モニタリング費）を算定できます。

上記のケースに該当する場合は必ず金沢市に連絡願います。

なお、上記取扱いにより実施月が翌月となった場合には、「指定月にモニタリングをできなかった理由」を必ず記録として残してください。

(参考)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号）

○継続サービス利用支援費の算定月の取扱い〔第四の 1 (5)〕

対象者が不在である等により当該期間ごとに設定された指定継続サービス利用支援の実施予定月の翌月となった場合であって、市町村がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続サービス利用支援費を算定できること。

7 「必要な障害福祉サービスの概要」シート及び「居宅介護等時間算定シート」の提出について

・「必要な障害福祉サービスの概要」シートについて

サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案を市に提出する際には「必要な障害福祉サービスの概要」シートの添付をお願いしているところですが、添付されていない計画案が見受けられます。提出していただきますようお願いいたします。

また、シートの記載内容が計画案と一致していることを必ずご確認ください。

概要シートと計画案の不一致の例

- ・ 居宅介護や移動支援の時間数が一致していない
- ・ 短期入所の日数が一致していない
- ・ モニタリング期間が一致していない など

※平成30年4月より、新しいサービスが追加されたことに伴い様式を変更しました。

金沢市のホームページにも掲載してあります。

(金沢市ホームページトップ > 福祉 > 障害のある方の福祉 > 相談支援事業所向けのページ)

<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/23016/syougai/soudanshienjigyousyomuke.html>

・「時間数算定シート（居宅介護、重度訪問介護）」について

居宅介護、重度訪問介護における支給量の算定方法についてですが、【（1週間に必要な支給量×4）+（連続する3日間のうち、最も支給量が多くなる時間数）】となっています。

（例）居宅介護

	月	火	水	木	金	土	日・祝
6:00							
8:00							
10:00	身体介護(1時間)			身体介護(1時間)		身体介護(1時間)	
12:00							
14:00							身体介護(1時間)
16:00		身体介護(1.5時間)					
18:00							

月曜：身体介護 1 時間 火曜：身体介護 1.5 時間 木曜：身体介護 1 時間
土曜：身体介護 1 時間 日曜：身体介護 1 時間

【支給量の計算方法：①（1週間に必要な支給量×4）+②（連続する3日間のうち、最も支給量が多くなる時間数）】

1ヶ月（31日）＝ ①4週（28日）＋②3日

算定時間数：

①5.5時間/週 × 4 ＝ 22時間

②連続する3日間のうち、最も支給量が多くなる時間数。

上記の場合は日曜～火曜日：3.5時間が最も支給量が多くなる時間数となる。

$$\textcircled{1} (22 \text{ 時間}) + \textcircled{2} (3.5 \text{ 時間}) = 25.5 \text{ 時間}$$

「時間数算定シート（居宅介護、重度訪問介護）」では、自動で上記の計算が可能となっています。居宅介護、重度訪問介護を申請している場合、このシートの提出もお願いします。

（問合せ先）
金沢市福祉局障害福祉課
TEL：076-220-2289 FAX：076-232-0294

相談支援受入可能人数について

(一般相談・特定相談・障害児相談)

貴事業所名: _____

令和 年 月の受入可能人数

予約受付済で計画作成予定の人数 ①	①以外	計
人	人	人

既に予約が入っている人の中で、その月に計画作成する予定の人数を記載してください。
注:新規の方のみカウントしてください。

①以外で、追加で計画作成が可能な人数を記載してください。
注:新規の方のみカウントしてください。

金沢市障害者基幹相談支援センター 宛 (送付状は不要です)

FAX番号:076-254-5858

※毎月25日までに翌月分を回答願います

○必要な障害福祉サービス等の概要

サービス利用者氏名： _____

区分	サービス名	種別	利用希望	支給量	備考	その他	
介護給付	居宅介護	身体介護		時間/月	二人介助 必要 ・ 不要	※身体介護・家事援助を希望する場合は、時間数算定シートを添付すること	
		家事援助		時間/月	二人介助 必要 ・ 不要		
		通院等介助		時間/月	二人介助 必要 ・ 不要		身体介護 伴う ・ 伴わない
		通院等乗降介助		回/月	二人介助 必要 ・ 不要		
	重度訪問介護		時間/月	二人介助 必要 ・ 不要		※時間数算定シートを添付すること	
	同行援護		時間/月	二人介助 必要 ・ 不要	区分3・区分4・盲ろう者		
	行動援護		時間/月	二人介助 必要 ・ 不要			
	療養介護						
	生活介護				重度支援（知的） あり ・ なし		
	短期入所		日/月		医療型（療養介護） ・ 医療型（重心） ・ 医療型（その他）		
施設入所支援				重度支援（身体） ・ 重度支援（知的）			
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）				暫定支給決定 あり ・ なし		
	自立訓練（生活訓練）				暫定支給決定 あり ・ なし		
	就労移行支援				暫定支給決定 あり ・ なし		
	就労継続支援A型				暫定支給決定 あり ・ なし	障害年金1級 ・ その他	
	就労継続支援B型				障害年金1級 ・ その他		
	就労定着支援						
	自立生活援助				退所後1年未満 ・ 退所後1年以上		
	共同生活援助（グループホーム）				通常入居 ・ 体験利用	包括型・外部サービス利用型・日中サービス支援利用型	
児童通所支援	児童発達支援		日/月		重症心身障害児該当 あり ・ なし		
	医療型児童発達支援		日/月				
	居宅訪問型児童発達支援		日/月				
	放課後等デイサービス		日/月		重症心身障害児該当 あり ・ なし		
	保育所等訪問支援		日/月				
地域相談支援	地域移行支援						
	地域定着支援						
地域生活支援事業	移動支援		時間/月	二人介助 必要 ・ 不要	身体介護 伴う ・ 伴わない		
	日中一時支援		日/月	重症心身障害者加算 あり ・ なし			
	地域活動支援センター		日/月				

○計画相談支援について

新規 ・ 更新 ・ 変更	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 更新	<input type="checkbox"/> 変更
モニタリング期間	<input type="checkbox"/> 毎月	<input type="checkbox"/> 当初3カ月毎月のち半年ごと	<input type="checkbox"/> 半年ごと
	<input type="checkbox"/> 当初3カ月毎月のち3カ月ごと	<input type="checkbox"/> 3カ月ごと	<input type="checkbox"/> その他()
モニタリング開始月（支給決定日の属する月の翌月でも可）	平成	年	月

※モニタリング期間を標準の期間から変更する場合、理由書（様式は任意）を添付すること

居宅介護等時間数算定シート
(居宅介護)

(居宅介護) 身体介護

連続する3日間で最大になる合計時間の曜日に、○を入力する

○	○					○
---	---	--	--	--	--	---

	月	火	水	木	金	土	日	計
必要時間/日	1.0	1.0	0.0	0.5	0.0	0.0	1.0	14.0
1～4週目	4.0	4.0	0.0	2.0	0.0	0.0	4.0	
5週目	1.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	3.0

身体
17.0

(居宅介護) 家事援助

連続する3日間で最大になる合計時間の曜日に、○を入力する

○	○					○
---	---	--	--	--	--	---

	月	火	水	木	金	土	日	計
必要時間/日	0.5	0.5		0.5			1.0	10.0
1～4週目	2.0	2.0	0.0	2.0	0.0	0.0	4.0	
5週目	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	2.0

家事
12.0

居宅介護等時間数算定シート
(重度訪問介護)

(障害福祉サービス分)

連続する3日間で最大になる合計時間の曜日に、○を入力する

○	○					○
---	---	--	--	--	--	---

	月	火	水	木	金	土	日	計
必要時間/日	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	4.0	88.0
1～4週目	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	16.0	
5週目	3.0	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.0	10.0

障害
98.0

(介護保険分)

連続する3日間で最大になる合計時間の曜日に、○を入力する

○	○					○
---	---	--	--	--	--	---

	月	火	水	木	金	土	日	計
必要時間/日	4.0	4.0	2.0	2.0	2.0	2.0	4.0	80.0
1～4週目	16.0	16.0	8.0	8.0	8.0	8.0	16.0	
5週目	4.0	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.0	12.0

介護
92.0

相談支援に関するQ&A（平成29年3月31日）

【目次】

1. 指定基準関係	3
(1) 設備基準	
(2) 受給資格の確認	
(3) 取扱件数	
(4) 補助の業務	
(5) アセスメント	
2. 指定事務関係	5
(1) 指定に当たっての基本的な考え方	
(2) その他留意事項	
(3) 指定権者	
(4) 独自条件の付加	
(5) 相談支援専門員	
3. 支給決定通知・事務処理要領	8
(1) 様式	
(2) 受給者証	
(3) 申請窓口	
(4) 基本相談支援	
(5) 対象者	
(6) 支給決定プロセス	
(7) モニタリング	
(8) セルフプラン	
4. 報酬関係	15
(1) 請求のタイミング	
(2) 障害児相談支援対象保護者に指定計画相談支援を行う場合	
(3) 介護保険の対象者の場合	
(4) 申請却下の場合	
(5) 利用者が死亡した場合	
(6) 継続サービス利用支援費	
(7) 契約変更した場合	
(8) 計画相談支援給付費の算定の考え方	
(9) 同一の月に指定サービス利用支援を複数回行う場合	
(10) 同一の月に指定継続サービス利用支援を複数回行う場合	
(11) 指定継続サービス利用支援を行った結果指定サービス利用支援を行う場合	
(12) 同一の月に指定継続サービス利用支援と指定サービス利用支援を行う場合	
(13) 契約変更した場合	
(14) 転出・転入	

- (15) 障害児から障害者へ切り替わる際の取扱い
- (16) 特定事業所加算
- (17) 障害児相談支援における初回加算

5. その他・・23

- (1) 基幹相談支援センター
- (2) 指定管理

1. 指定基準関係

(1) 設備基準

問1 指定相談支援事業所の相談室と、併設される障害福祉サービス事業所や障害児通所支援事業所の相談室を兼用することは可能か。

(答)

- 指定相談支援事業所及び併設される障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所の運営に支障がない場合は、兼用して差し支えない。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問1)

(2) 受給資格の確認

問2 指定基準において、受給者証により計画相談支援及び障害児相談支援の支給対象者であること等を確認することとされているが、サービス等利用計画案等の作成時点においては、受給者証が交付されていないため、不可能ではないか。

(答)

- 当該規定は、支給決定後に、指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供を求められた際の受給資格の確認について規定しているものである。

なお、サービス等利用計画案等の作成時点においては、市町村が通知する計画作成依頼書により市町村から依頼を受けた対象者であることを確認する。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問2)

(3) 取扱件数

問3 1人の相談支援専門員が受け持つ件数や人数に制限はないのか。

(答)

- 利用者の状況等により必要となるモニタリングの頻度が異なることから、1人の相談支援専門員が受け持つ件数や人数に制限は設けていないが、1人の相談支援専門員が適切に対応できる件数や人数とすること。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問3 一部修正)

(4) 補助の業務

問4 サービス等利用計画の作成については、厚生労働省令において「管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させるものとする。」と定められているが、相談支援専門員の資格を有していない補助職員が計画を作成し、相談支援専門員が管理監督した計画を利用者に交付することは可能か。可能であれば、計画作成担当者は、補助職員となるのか、相談支援専門員となるのか。

(答)

○ サービス等利用計画を作成するのは、相談支援専門員である。補助職員は相談支援専門員の指示の下に補助的業務を行うものである。なお、必ず相談支援専門員が自ら行わなければならない業務は、

- ・居宅等への訪問による利用者等に対するアセスメントの実施
 - ・利用者等へのサービス等利用計画案やサービス等利用計画等の説明
 - ・サービス担当者会議におけるサービス担当者への質問・意見の聴取
- である。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問4 一部修正)

(5) アセスメント

問5 児童福祉法に基づく障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準において、障害児支援利用計画を作成する際の留意点として「相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、必ず障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接して行わなければならない。」と規定されているが、次の場合についてはどうか。

- ①自宅訪問よりも効果的なアセスメントができる場合や自宅訪問が難しい場合は、事前に行われる面接は、相談支援事業所や日中通っている保育園等で行ってもかまわないか。
- ②作成時は、上記①の理由で自宅訪問しないことがあっても、モニタリング等を通じていつかは自宅訪問することによいか。

(答)

○ 障害児支援利用計画は、障害児の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要であることから、生活状況を十分把握する必要があり、その把握については、障害児及びその家族からの聞き取りだけでなく、自宅訪問により生活環境を見ることが重要である。

よって、①～②とも障害児支援利用計画の作成に先立ち自宅訪問が必要である。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問5)

2. 指定事務関係

(1) 指定に当たっての基本的な考え方

問6 市町村直営の場合の「支給決定を行う組織とは独立した体制」の具体的な内容如何。

(答)

- 具体的な組織形態については、それぞれの市町村の実情が様々であることから、市町村がサービス等利用計画案を勘案し支給決定を行うこととされた法の趣旨を踏まえて、市町村において適切に判断していただきたい。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問7)

問7 障害者のみを対象として計画相談支援を実施する場合には、指定特定相談支援事業所のみ指定でよいか。

(答)

- お見込みのとおり。

なお、障害児から障害者への移行をスムーズに行う観点から、指定特定相談支援事業所と指定障害児相談支援事業所両方の指定を受けることが望ましい。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問8 一部修正)

(2) その他留意事項

問8 都道府県と市町村は、1つの事業所から複数の種類（指定一般・特定・障害児）の指定の申請があった場合においては、指定にあたっての必要な情報の共有を図ることとされているが、その趣旨如何。

(答)

- 当該趣旨は、指定に当たって相談支援専門員の実務経験の判断等が異なることがないよう情報共有を図ることである。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問9)

(3) 指定権者

問9 指定については、事業所の所在地の市町村が指定を行い、隣接の市町村など事業所が所在する市町村以外の市町村は指定しないという理解でよいか。

(答)

- お見込みのとおり。

なお、利用者は、居住する市町村以外の市町村が指定した事業所についても、利用することが可能であることに留意。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問10)

問 10 指定事業所が、他の市町村に移転した場合の手続き如何。

(答)

- 他の市町村に移転する場合は、移転前の市町村に廃止届出書を提出するとともに、移転先の市町村に新規の指定申請を行うこととなる。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係 Q & A 問 11)

問 11 指定事業所が、当該市町村内で事業所を移転した場合の手続き如何。

(答)

- 当該市町村に変更届出書を提出することとなる。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係 Q & A 問 12)

(4) 独自条件の付加

問 12 指定特定相談支援事業所の指定について、サービス提供事業所と相談支援事業所の分離を図るために、市で独自の条件を付したいと考えているが可能か。

(答)

- 指定権者において基準省令以上の要件を課すことはできない。
なお、相談支援事業所の指定基準については、市町村は条例を定める必要はないものである。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係 Q & A 問 13)

(5) 相談支援専門員

問 13 相談支援専門員の要件となる実務経験等について

県の担当者は、1年180日以上×5年でないといけないと言うが、通算で5年以上900日以上を満たしていれば良いはずなので、180日従事していない年があっても要件を満たすと考えるが、いかがか。

(答)

- お見込みのとおり。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係 Q & A 問 15)

問 14 相談支援専門員の実務要件にある、「相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められるもの」の基礎的な研修とは何を指すのか。

(答)

- 介護職員初任者研修に相当するものが該当する。

問 15 国家資格等による業務に5年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合は、どちらもカウントしてかまわないのか。

(答)

- 国家資格による業務であっても、相談支援業務及び直接支援業務としてカウントして差し支えない。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、8年以上の実務経験ではなく、5年以上の実務経験となる。

問 16 保健所において「保健師」として30年勤務し、その間、通算10年以上精神保健相談業務に従事していた場合、その間の年数を実務経験と見なしてよいのか。

(答)

- お見込みのとおり。
なお、保健所については、診療所に準じたものとするほか、行政機関として児童相談所、更生相談所などに準じたものとも考えられる。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問16)

問 17 居宅介護支援事業所において相談支援の業務に従事していた期間は対象となるか。

(答)

- 居宅介護支援事業所も対象に含まれる。
また、地域包括支援センターも対象と考えられ、当該センターにおいて相談支援の業務に従事した期間が対象となる。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問17)

3. 支給決定通知・事務処理要領

(1) 様式

問 18 受給者証（障害福祉サービス・地域相談支援・障害児の受給者証）や申請様式（障害者・障害児）については、一体の様式とすることが可能か。

(答)

- お見込みのとおり。市町村において適宜工夫して活用されたい。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問18)

(2) 受給者証

問 19 入所者が地域相談支援を利用する場合は、地域相談支援受給者証と障害福祉サービス受給者証の両方を発行し、精神科病院入院患者が地域相談支援のみ利用する場合は地域相談支援受給者証のみ発行するのか。

(答)

- お見込みのとおり。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問19)

(3) 申請窓口

問 20 計画相談支援と障害児相談支援の担当部局が別となる場合、申請についても各々の部局に行くこととなるのか。

(答)

- 利用者の申請手続の負担軽減を図るため、できる限り、1つの窓口において一体的な申請様式により申請を受け付けることが望ましい。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問20)

(4) 基本相談支援

問 21 指定相談支援事業者が行う「基本相談支援」と、「地域生活支援事業の相談支援事業」との関係についてお示しいただきたい。

(答)

- 「基本相談支援」とは、質の高い計画相談支援を提示する上で重要な基盤となるものであるが、指定特定相談支援事業所が計画相談支援に必要な範囲で行うものである。一方、「地域生活支援事業の相談支援事業」は市町村の責務として、一般的な相談、計画相談支援の対象とならない事例や支援区分認定が難しい事例に対しても積極的かつ真摯に対応するものである。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問21 修正)

問 22 計画相談支援の対象者で、モニタリング月ではない時も随時相談があったり、電話が頻回で対応をしなければならない場合も基本相談支援で対応をしなければならないのか。
こういう場合は、委託相談支援事業所が担当することとしてよいか。
または、地域定着支援事業で対応することはできないか。

(答)

- 計画相談支援以外の相談支援が日常的に必要な場合は、委託相談支援事業所と連携したり必要に応じてモニタリングの回数を増やすなどの対応も検討されたい。

地域定着支援の対象となる者（単身等であって地域生活が不安定な者）である場合には、支給決定の上で地域定着支援で対応することも想定される。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係Q & A 問 22)

(5) 対象者

問 23 地域移行支援及び地域定着支援の給付決定に当たり、サービス等利用計画の作成は必要か。

(答)

- 地域移行支援・地域定着支援を利用する者についても障害福祉サービスと同様に、サービス等利用計画の作成が必要である。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係Q & A 問 23 一部修正)

問 24 地域活動支援センター等の地域生活支援事業のみのサービス利用者は、計画相談支援の対象外か。

(答)

- お見込みのとおり。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係Q & A 問 24)

問 25 重度包括支援の利用者も計画相談の対象という扱いでよろしいか。

(答)

- 重度包括支援を利用する場合も、サービス等利用計画案は必要である。重度包括支援を利用する場合はニーズ等が複雑な場合が多いと思われ、相談支援事業者によってニーズ整理を行い他の障害福祉サービス等の利用も検討した上で、重度包括支援の利用となることが想定される。

なお、重度包括支援の場合、通常の調整はサービス提供責任者が行うので、支給決定の最終月のモニタリング（継続の可否の判断）のみ行うことを想定して、1年に1回のモニタリングとしているところである。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係Q & A 問 26)

問 26 介護保険制度のケアプラン作成対象者の場合であって、障害福祉サービス固有の重度訪問介護による外出支援等、障害福祉の観点からその必要性や支給量について判断する必要がある場合については、サービス等利用計画の作成対象者として良いか。

(答)

- 市町村が支給決定に当たってサービス等利用計画案の作成が必要と認める場合には、作成対象者として差し支えない。
- 「市町村が必要と認める場合」とは、基本的には、介護保険のケアマネジャーが障害福祉サービスも含めたプランを作成するべきであるが、ケアマネジャーだけでプランを作成するのが困難な場合等を想定している。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係Q & A 問 27)

(6) 支給決定プロセス

問 27 サービス等利用計画案等の提出依頼については、文書によることが必須か。

(答)

- 指定特定・障害児相談支援事業者が計画案の作成に当たって、市町村の依頼を受けた者であることを確認できるよう、文書による提出依頼を行うことを必須としている。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係Q & A 問 28)

問 28 サービス等利用計画案等の提出依頼は、申請後直ちに行うこととしているが、市町村への計画案の提出は障害支援区分の認定後ということによいか。

(答)

- サービス等利用計画案等の提出依頼は、申請から支給決定までの期間の短縮化を図るため、申請後直ちに行うこととしているが、介護給付費に係るサービス利用に当たっては障害支援区分の認定を踏まえてサービス等利用計画案等を作成する必要があるため、当該計画案の提出は障害支援区分認定後となる。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係Q & A 問 29 一部修正)

(7) モニタリング

問 29 モニタリング期間の設定についての考え方如何。

(答)

- モニタリング期間については、障害者等の心身の状況、環境、生活課題、援助方針、サービスの種類・内容・量などを勘案して定める必要がある。

具体的には、指定特定相談支援事業者が、サービス等利用計画案において、個々のサービスの効果・必要性を判断すべき時期を設定した上でモニタリング期間の提案をしたものを踏まえ、市町村が設定する。

- 一般的には、状態が不安定で障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を頻回に行わなければならない場合等はモニタリング期間が短くなることが想定され、逆に、状態が安定している場合等はモニタリング期間が長くなることが想定される。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問30)

問30 計画相談支援給付費等の支給期間やモニタリングの実施月等の具体例を示してほしい。

(答)

例1) サービスの支給決定(更新)の有効期間がH28.5.1~H29.4.30で、モニタリング期間を3月ごととする場合。

- 1 計画相談支援給付費等の支給期間 H28.5~H29.4
- 2 受給者証のモニタリング期間の記載 3月ごと(H28.7~H29.4)
- 3 継続サービス利用支援の実施月 H28.7→H28.10→H29.1→H29.4

例2) サービスの支給決定(新規)の有効期間がH28.5.1~H29.4.30で、モニタリング期間を毎月(利用開始から3か月間以内)とする場合。

- 1 計画相談支援給付費等の支給期間 H28.4(計画作成月)~H29.4
- 2 受給者証のモニタリング期間の記載 毎月ごと(H28.5~H28.7)
- 3 継続サービス利用支援の実施月 H28.5→H28.6→H28.7

※ H28.7に、市町村がモニタリング期間の変更について通知。

この場合にモニタリング期間を6月ごとに変更する場合は以下のとおり。

- 1 計画相談支援給付費等の支給期間 上記から変更なし
- 2 受給者証のモニタリング期間の記載 6月ごと(H28.10~H29.4)
- 3 継続サービス利用支援の実施月 H28.10→H29.4

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問31 一部修正)

問31 支給期間の終期月とモニタリングの最終月が一致しない場合の取扱いはどうしたらよいか。

(答)

- 支給期間の終期月には必ずモニタリングを行う必要があるため、モニタリングの最終月を支給決定期間の終期月に設定し、そこから遡ってモニタリング月を設定されたい。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問32)

問32 新規申請や変更申請の場合で、月の途中で支給決定をした場合のモニタリング期間の設定を3か月毎月モニタリングと設定した場合、モニタリング期間の開始時期は支給決定した月から3か月か、支給決定した翌月から3か月か。

(答)

- どちらでも良い。サービス等利用計画のモニタリング時期を参考に、市町村が決定することとなる。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係Q & A 問 33)

問 33 訓練等給付は、暫定支給決定を2か月間を上限として行うが、暫定支給決定から支給決定を行う際には、改めて指定特定相談事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求める必要はないこととなっている。

訓練等給付の暫定支給決定をした人のモニタリング期間の開始時期は、暫定支給決定の期間の開始月からということによいか。

(答)

- お見込みのとおり。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係Q & A 問 34)

問 34 サービス等利用計画等について、短期入所等、単一サービスのみの利用であっても、サービス等利用計画等を作成し、モニタリングを実施する必要があるのか。

(答)

- 単一サービスの利用であっても、その他のサービスの利用の必要性も含め適切なサービスの検討が必要となることから、計画作成や一定期間ごとのモニタリングを実施する必要がある。

なお、モニタリング期間については、市町村において、標準期間を踏まえ、サービスの種類や量、その他の状況等を勘案して個別に判断されたい。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係Q & A 問 35)

問 35 障害福祉サービス等の支給決定は受けたものの、実際の障害福祉サービス等の利用がなかった場合でも、モニタリング月に継続サービス利用支援を行うのか。

(答)

- 障害福祉サービス等の利用がない場合でも、モニタリング月には継続サービス利用支援を行い、状況を把握した上でサービス内容の変更等が必要かを判断することとなる。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係Q & A 問 36)

問 36 「相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合のモニタリング等の取扱い」については、相談支援専門員が担当する障害者等に直接サービス提供を行うか否かに関わらず、当該相談支援専門員が、担当する障害者等が利用するサービス提供事業所の職員と兼務する場合は、当該相談支援専門員がモニタリング等を行うことは望ましくないとの考えか。

(答)

- お見込みのとおり。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係Q & A 問 37)

問 37 「相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合のモニタリング等の取扱い」については、障害者等が当該相談支援専門員を希望する場合は、「市町村がやむを得ないと認める場合」として、引き続き当該相談支援専門員によるモニタリング等を認めてよいか。

(答)

- 障害者等が希望する場合であっても、サービス提供事業所との中立性の確保やサービス提供事業所の職員と異なる視点での検討が欠如しかねず望ましくないため、当該障害者等に制度の趣旨を説明し理解を求めること。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係Q & A 問 38)

問 38 相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合は、兼務する事業所の利用者のモニタリングを実施することができないこととされているが、同一法人の他の事業所を利用する利用者のモニタリングは実施できるということによいか。

(答)

- お見込みのとおり。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係Q & A 問 39)

問 39 計画作成後に遠方の施設に入所した場合、モニタリングは現に契約している指定特定相談支援事業所から施設の近くの事業所に委託可能か。

(答)

- 業務のすべてを他の事業所へ委託することは認められない。遠方の施設であって事業所が出向くことができない場合は、施設の近くの相談支援事業所に引き継ぐことが想定される。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係Q & A 問 40)

問 40 サービス等利用計画及び障害児支援利用計画は、指定基準において、市町村への提出が義務づけられているが、モニタリング結果については市町村にモニタリング記録等の書類を提出する必要があるか。

(答)

- モニタリングについては、以下に掲げる場合等、必要な時にモニタリング結果を報告することとする。

- ・ 支給決定の更新や変更が必要となる場合
 - ・ モニタリング期間を設定し直す必要がある場合 等
- なお、上記に加え市町村が毎回モニタリング結果について報告を求めることも可能である。
(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問41)

(8) セルフプラン

問 41 指定特定・障害児相談支援事業者以外の者が計画を作成する場合の作成主体は、誰を想定しているのか。

(答)

- 「指定特定・障害児相談支援事業者以外の者」については、基本的には制限はなく、本人や家族、支援者等が作成したものを想定している。
- なお、サービス等利用計画案等は、市町村が支給決定に当たって勘案するものであるため、市町村の支給決定を行う担当職員が作成することは想定していない。
- (H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問42)

問 42 利用者本人が作成するサービス等利用計画（セルフプラン）の場合も、指定特定相談支援事業者が提出するものと同じ様式で提出しなければならないのか。また、当事者の意向や目標達成時期等、すべての項目を記入しなければならないのか。支給決定を行う市町村の裁量で、項目を減らす等はできないのか。

(答)

- サービス等利用計画の様式は、国で示している様式例を参考に市町村で定めることになっており、セルフプランについても市町村の判断でセルフプラン用の様式を定めることも可能であるが、当事者の意向や生活全般の解決すべき課題、目標達成時期、サービスの種類・内容・量等省令で示している項目については省略することはできない。
- (H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問43)

問 43 例えば身体障害の場合は利用者本人が作成するサービス等利用計画（セルフプラン）の提出を求めるなど、市町村でサービス等利用計画案と利用者本人が作成するサービス等利用計画（セルフプラン）との場合を分けて申請者に指示してよいか。

(答)

- 利用者本人が作成するサービス等利用計画（セルフプラン）は、申請者の希望により指定特定相談支援事業者が作成するプランに代えて提出することができるものであり、利用者が希望していないにも関わらず市町村が提出を求めることは適当ではない。
- (H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問44)

4. 報酬関係

(1) 請求のタイミング

問 44 サービス利用支援は、サービス等利用計画を作成した日が属する月分（以下の場合には平成 28 年 4 月分）として翌月に請求するののか。

(例) 支給決定の通知日平成 28 年 4 月 10 日 計画作成平成 28 年 4 月 20 日 サービスの有効期間平成 28 年 5 月 1 日～
4 月分として 5 月に請求。

(答)

- お見込みのとおり。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係 Q & A 問 45 一部修正)

問 45 計画相談支援給付費が発生する時点は、いつか。

(答)

- 計画相談支援給付費が発生するのは、市町村から障害福祉サービス等の支給決定を受けた後に、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画を作成し、利用者から文書により同意を得た時点である。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係 Q & A 問 46)

(2) 障害児相談支援対象保護者に指定計画相談支援を行う場合

問 46 障害福祉サービスと障害児通所支援の両方のサービスを利用する障害児については、計画相談支援と障害児相談支援の両方を一体的に実施することとなるが、報酬については、障害児相談支援のみの報酬が算定されるという理解でよいか。

(答)

- お見込みのとおり。

なお、18 歳以上の障害者が放課後等デイサービスを利用する場合も、その者を障害児とみなして障害児支援利用計画を作成し、障害児相談支援のみの報酬が算定される。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係 Q & A 問 47 一部修正)

(3) 介護保険の対象者の場合

問 47 介護保険の対象者の場合、同じ者(ケアマネジャーと相談支援専門員を同一人物が行う)が一体的にプランを作成すると減算されることが報酬告示で示されている。

介護保険のケアプランを作っている者と障害者総合支援法のサービス等利用計画を作っている者が別々である場合、報酬を両方が 100% 請求できるのか。

(答)

- 請求できる。

なお、利用者の立場に立った支援を行うためには、両者で調整しながらプランを作成する必要がある。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係Q & A 問 48 一部修正)

(4) 申請却下の場合

問 48 障害福祉サービス等の申請が却下された場合は、計画相談支援給付費等は支給されないのか。

(答)

- お見込みのとおり。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係Q & A 問 49)

(5) 利用者が死亡した場合

問 49 指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画案の作成はしたが、サービス等利用計画を作成し、利用者から文書により同意を得る前に利用者が死亡した場合は、サービス利用支援費の算定は可能か。

(答)

- サービス利用支援費の算定はできない。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係Q & A 問 50)

(6) 継続サービス利用支援費

問 50 モニタリングの結果、サービス等利用計画等の変更や新たな支給決定等に係る勧奨が必要ない場合であっても、継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助の報酬は算定できるか。

(答)

- 算定できる。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係Q & A 問 51)

(7) 契約変更した場合

問 51 指定特定相談支援事業者の廃止や利用者の市町村内の転居等により、別の指定特定相談支援事業者に変更した場合であって、契約変更後の指定特定相談支援事業者が、契約変更前の指定特定相談支援事業者からサービス等利用計画を引き継ぎ、利用者の状況を把握するため利用者とは面接したりサービス担当者会議を行う等モニタリングを行った場合に、継続サービス利用支援費を算定することは可能か。

(答)

- 契約変更後の指定特定相談支援事業者がモニタリング月ではない月に継続サービス利用支援を行う場合には、市町村に報告し、モニタリング期間の変更を行った上で継続サービス利用支援費を算定することは可能である。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問52)

(8) 計画相談支援給付費の算定の考え方

問52 計画相談支援給付費の算定に当たっての基本的な考え方如何。

(答)

- サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費は、月額報酬のため同一の月に複数回行ったとしてもサービス利用支援費については1,611単位、継続サービス利用支援費については1,310単位しか算定することはできない。
- 同一の月に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定する。
- サービス利用支援を行った後、同一の月に継続サービス利用支援を行った場合は、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定できる。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問53 一部修正)

(9) 同一の月に指定サービス利用支援を複数回行う場合

問53 障害福祉サービスの利用に係る支給決定を受け、サービス利用支援を行った直後に、利用者の心身の状況の急変や転居による環境の変化等により、新たな障害福祉サービス等の申請又は支給決定の変更の申請を行うことが必要となり、同一の月にサービス利用支援を2回行うこととなった場合、同一の月にサービス利用支援費を2回分算定してもよいか。

(答)

- サービス利用支援費は、月額報酬のため、同一の月に複数回行ったとしても1,611単位しか算定することはできない。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問54 一部修正)

(10) 同一の月に指定継続サービス利用支援を複数回行う場合

問54 モニタリング期間が1月(毎月)ごとと決定されている利用者で、やむを得ない事由により継続サービス利用支援を行うのがモニタリング月の翌月となった場合、前月実施予定だった継続サービス利用支援と当月実施予定となっている継続サービス利用支援を同一の月に行うことになるが、継続サービス利用支援費は2回分算定することは可能か。

(答)

- 継続サービス利用支援費は、月額報酬のため、同一の月に複数回行ったとしても1,310単位しか算定することはできない。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問55 一部修正)

(11) 指定継続サービス利用支援を行った結果指定サービス利用支援を行う場合

問 55 継続サービス利用支援を行った結果、利用者の状態に変化があり、新たな支給決定若しくは支給量の変更等の必要が生じた場合、新たなサービス等利用計画を作成する必要があるため、継続支援サービス利用ではなくサービス利用支援として 1,611 単位/月を算定できるか。

(答)

○ お見込みのとおり。

なお、継続サービス利用支援を行った結果サービス等利用計画を作成するという一連の流れで行っている場合は、計画作成のアセスメントのプロセスをモニタリング（継続サービス利用支援）で行えているため、月をまたいだ場合も同様に継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定する。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係Q & A 問 56 一部修正)

(12) 同一の月に指定継続サービス利用支援と指定サービス利用支援を行う場合

問 56 継続サービス利用支援を行った直後に、利用者の心身の状況の急変や転居による環境の変化等により、新たな障害福祉サービス等の申請又は支給決定の変更の申請を行うことが必要となり、同一の月に継続サービス利用支援とサービス等利用支援を行うこととなった。

継続サービス利用支援とサービス利用支援を一連の流れで行ったわけではないので、継続サービス利用支援費及びサービス利用支援費の両方を算定してもよいか。

(答)

○ 同一の月に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定する。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係Q & A 問 57)

問 57 障害福祉サービスの体験利用（短期間）を行うための支給決定に係るサービス利用支援を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するための継続サービス利用支援を行い、その結果支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係るサービス利用支援を行った場合には、計画相談支援費の算定はどのように行うこととなるのか。

(答)

○ 同一の月にサービス利用支援と継続サービス利用支援を行うことと市町村が決定した者については、サービス利用支援費と継続サービス利用支援費を算定する。

さらに、同一の月にサービス利用支援を行った場合であっても、サービス利用支援費は月額報酬のため、サービス利用支援を行った回数分請求することはできない。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係Q & A 問 58)

(13) 契約変更した場合

問 58 契約変更前の指定特定相談支援事業者が継続サービス利用支援を行った場合は、同一月に契約変更後の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を算定できるか。

(答)

- 契約変更後の指定特定相談支援事業者が継続サービス利用支援を行った場合には、継続サービス利用支援費を算定できるが、その場合には、契約変更前の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を算定できない。

このような場合、変更前の指定特定相談支援事業者は、転居等に関する利用者の意向を確認しておくべきである。

なお、契約変更後の指定特定相談支援事業者にケースを引き継ぐ場合には、ケースを円滑に引き継げるよう配慮すること。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係Q & A 問 59)

問 59 障害福祉サービス等の支給決定の終期月等において継続サービス利用支援を行った後に、別の指定特定相談支援事業者が同一の月にサービス利用支援を行った場合、契約変更前の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を、契約変更後の指定特定相談支援事業者はサービス利用支援費を算定できるか。

(答)

- 同一の月に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定することとされているため、契約変更前の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を算定できず、契約変更後の指定特定相談支援事業者のみサービス利用支援費を算定する。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係Q & A 問 60)

問 60 サービス利用支援を行った後に、指定特定相談支援事業者の廃止や利用者の市町村内の転居等により、別の指定特定相談支援事業者に契約変更した場合であって、同一の月に契約変更後の指定特定相談支援事業者が、契約変更前の指定特定相談支援事業者からサービス等利用計画を引き継ぎ、利用者の状況を把握するため利用者とは面接したりサービス担当者会議を行う等モニタリングを行った場合に、契約変更前の指定特定相談支援事業者はサービス利用支援費を、契約変更後の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を算定することは可能と考えるが、いかがか。

(答)

- お見込みのとおり。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係Q & A 問 61)

(14) 転出・転入

問 61 サービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った後に、利用者が市町村外に転出し、同一の月に転出先の市町村で障害福祉サービス等の申請に係るサービス利用支援を別の指定特定相談支援事業者が行った場合、両方の指定特定相談支援事業者が計画相談支援給付費を算定できると考えるが、いかがか。

(答)

○ お見込みのとおり。

転出に伴い支給決定を行う市町村が変わった場合は、同一の月であってもサービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定できる。

この場合、指定特定相談支援事業者は、利用者の転出予定等を事前に確認しておくべきであり、転出先の指定特定相談支援事業者に円滑に引き継げるよう配慮すること。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問62)

(15) 障害児から障害者へ切り替わる際の取扱い

問 62 障害児通所支援から障害福祉サービス等に利用するサービス等が切り替わる際に、障害児相談支援の支給期間の終期月に指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して継続障害児支援利用援助を行い、同一の月に、指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者に対してサービス利用支援を行った場合、指定障害児相談支援事業者が継続障害児支援利用援助費を、指定特定相談支援事業者がサービス利用支援費を算定することは可能か。

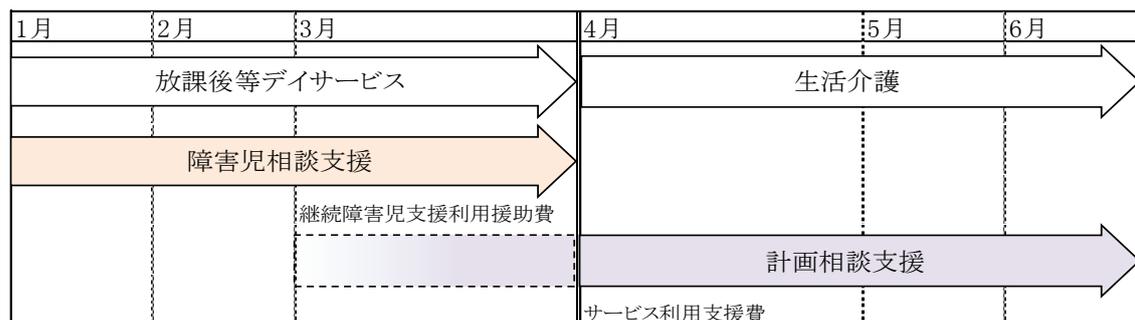
(答)

○ 報酬告示において「障害児相談支援対象保護者に対して、指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定しない。」とされているため、同一月に指定特定相談支援事業者がサービス利用支援費を算定することはできない。

したがって、サービス等利用計画を作成し、利用者から文書による同意を得る日を、障害児相談支援の支給期間の終期月の翌月に属する日とすること。

なお、この取扱いについては、指定障害児相談支援事業者から指定特定相談支援事業者へケースを引き継ぐ場合も、指定障害児相談支援事業者と指定特定相談支援事業者の両方の指定を受けている事業者がケースを受け持つ場合も同じである。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問63)



(16) 特定事業所加算

問 63 特定事業所加算の算定要件にある常勤の相談支援専門員の考え方如何。

(答)

- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成18年12月6日障発1206001)第二の2の(3)の規定に準じた取扱いとする。

(H27. 3. 31 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A 問53)

問 64 相談支援給付費の特定事業所加算を取得した事業所は、毎月、「所定の記録」を策定しなければならないこととされているが、その様式は示されるのか。

(答)

- 標準様式に従い、毎月作成し、5年間保存しなければならない。

(H27. 3. 31 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A 問54)

問 65 特定事業所加算における相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の具体的な取扱いについて示されたい。

(答)

- 相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の取扱いについては、各月の前月の末日時点で研修を修了している者とし、修了証の写しにより受講の事実を確認するものとする。

(H27. 3. 31 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A 問55)

問 66 特定事業所加算の要件にある基幹相談支援センター等とは基幹相談支援センター以外に何が想定されるのか。

(答)

- (自立支援)協議会や委託相談支援事業所を想定している。

なお、当該月に支援困難ケースの紹介実績がない場合でも、加算の算定は可能である。

(H27. 3. 31 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A 問56)

問 67 特定事業所加算の算定要件は、報酬告示によると常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置する必要があるとのことだが、留意事項通知では3名配置された常勤かつ専従の相談支援専門員のうち、相談支援従事者現任研修を終了した相談支援専門員1名以上含む2名を除いた相談支援専門員は、当該指定特定(障害児)相談支援事業所の業務に支障がなければ同一敷地内にある他の事業所の職務の兼務も認めるとしている。

要するに3人目以上の相談支援専門員については条件にあてはまれば実質的に兼務を認めるということか。

- お見込みのとおり。ただし、当該加算の趣旨を十分踏まえ、兼務により当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がないことを必ず担保するよう留意されたい。

(H27. 4. 30 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A 問36)

問68 特定事業所加算の要件として、伝達等を目的とした会議を定期的を開催することとあるが、事業所内の相談支援専門員による会議で差し支えないのか。それとも、利用者、家族や関係機関（サービス提供事業所等）の関係者を含めた会議を開催する必要があるのか。

(答)

- 当該相談支援事業所内の相談支援専門員による会議で差し支えない。

問69 特定事業所加算の要件として、二十四時間連絡体制の確保があるが、二十四時間開所しておく必要はなく、二十四時間連絡が取れる体制を確保しておくことで足りるのか。また利用者等とあるので、利用者の家族や利用しているサービス提供事業所も対象になるのか。

(答)

- お見込みのとおり。

(17) 障害児相談支援における初回加算

問70 障害児相談支援に係る初回加算は、事業所の変更や転居等に伴い、違う事業所が新規で作成する場合も対象になるのか。

(答)

- 障害児相談支援対象保護者が、新規に障害児支援利用計画を作成する場合や、前6月間において障害児通所支援や障害福祉サービスの利用がない場合に対象となるものなので、事業所が変更になるだけでは対象にならない。

なお、セルフプランにより支給決定を受けている障害児が、初めて障害児支援利用計画を作成する場合も初回加算の対象となる。

5. その他

(1) 基幹相談支援センター

問 71 地域生活支援事業費補助金の基幹相談支援センター等機能強化事業については、専門的職員の配置は基幹相談支援センター以外の相談支援事業所も補助対象となりうるが、地域の相談支援体制の強化の取組及び地域移行・地域定着の促進の取組は基幹相談支援センターのみが補助対象となるという理解でよいか。

(答)

- お見込みのとおりであるが、専門的職員の配置についても基幹相談支援センターを設置した上で補助することが望ましい。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係Q & A 問 64 一部修正)

(2) 指定管理

問 72 市の福祉センターの運営について、指定特定相談支援事業を行っている法人に対し指定管理により委託している。市からは、相談支援についても指定管理料に含まれていると考えているので、指定管理者が指定特定相談支援事業者として行った計画相談に係る給付費について、国保連から事業所ではなく市に支払うこととしたい。

(答)

- 計画相談支援給付費は、指定特定相談支援事業者の指定を受けている者に支払われるものであるから、市が自らを指定特定相談支援事業者として指定していないのであれば、国民健康保険団体連合会から市に支払うことはできない。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係Q & A 問 65)

平成 30 年 4 月からの相談支援事業の留意事項について

金沢市障害福祉課

平成 30 年 4 月からの制度改正に伴い、従前と運用が変更となっている箇所がありますので、確認願います。

人員及び運営に関する指定基準

	指定基準省令	解釈通知
地域相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 27 号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について (平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 21 号)
計画相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について (平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 22 号)
障害児相談支援（児童福祉法）	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 29 号)	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について (平成 24 年 3 月 30 日障発 0331 第 23 号)

報酬に関する基準

	報酬告示	留意事項通知
地域相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 124 号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について (平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号)
計画相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 125 号)	
障害児相談支援（児童福祉法）	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 126 号)	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について (平成 24 年 3 月 30 日障発第 0330 第 16 号)

改正点の詳細につきましては、厚生労働省のホームページにて確認願います。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214.html>

特に注意していただきたい事項

○給付費算定について

①サービス費区分の変更 → (継続) サービス利用支援費 (I) と (II) の2区分の設定

・前6か月における平均取扱件数が40未満の部分は(I)、40以上の部分については(II)で請求。

・平均取扱件数の計算の仕方は「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1」の間78を参照。

・常に「前6か月」となるため、「前6か月の平均取扱件数」は毎月、変動することに留意。積算根拠資料を残してください(実地指導等で確認します)。

※療養介護・施設入所・新サービス(就労定着支援・自立生活援助・日中サービス支援型共同生活援助)以外は「経過的(継続)サービス利用支援費」を算定する(経過措置期間あり)。

ただし、初回加算の算定は不可となる点に注意。

②各種加算の追加

・市へ届出が必要な加算(特定事業所加算(I・II・III・IV)、行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算、精神障害者支援体制加算、地域移行支援サービス費I(地域移行支援))は毎月15日までに届けることで翌月から算定開始となり、16日以降は翌々月から算定開始となる点に注意(平成30年4月のみ特例として、4月16日まで届け出ることで平成30年4月から算定開始)。

・市へ届出が不要な加算については、各事業所で要件を満たすことができれば算定が可能。

・加算の算定要件を満たすことがわかる根拠資料を残してください。

(平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 問79参照)

実地指導等で根拠資料を示せない場合は、給付費の返還となり得ることがあります。

※市へ届出が必要な加算の算定要件を満たさなくなった場合は、ただちに算定ができなくなります。すみやかに市へ連絡してください(別途、算定を満たさなくなったことの届出が必要)。

※併給が不可となっている加算や、単独で請求できない加算があります。

(平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 問79・80参照)

○モニタリング期間の変更

・「相談支援事業の進め方」3ページ参照。

○変更届について

・変更届の提出が必要な場合…「相談支援事業の進め方」58、59ページ参照。

項目に記載のない変更については届出不要。

・変更から10日以内に届け出てください。

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 1
(平成 30 年 3 月 30 日)

【 目 次 】

1. 障害福祉サービス等における共通的事項	1
(1) 加算等の届出	1
(2) 共生型サービス	1
(3) 地域生活支援拠点等	6
(4) その他障害福祉サービス等における横断的事項	9
2. 訪問系サービス	10
(1) 居宅介護	10
(2) 重度訪問介護	12
(3) 同行援護	16
(4) 行動援護	18
3. 生活介護、短期入所	18
(1) 生活介護	18
(2) 短期入所	20
4. 自立訓練（機能訓練・生活訓練）、自立生活援助、共同生活援助	21
(1) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	21
(2) 自立生活援助	22
(3) 共同生活援助	24
5. 相談支援	27
(1) 計画相談支援・障害児相談支援	27
(2) 地域移行支援・地域定着支援	32
6. 障害児支援	33
(1) 障害児支援共通	33
(2) 障害児通所支援（居宅訪問型児童発達支援）	34
(3) 障害児通所支援（居宅訪問型児童発達支援以外）	35
(4) 障害児入所支援	40

5. 相談支援

(1) 計画相談支援・障害児相談支援

(基本報酬①)

問76 モニタリング標準期間の一部が見直されたが、利用者の状況に応じてそれ以外の期間を設定してもよいか。

(答)

施行規則で示すモニタリング標準期間は、従前どおりあくまで市町村が決定する際の勘案事項であるため、利用者の状態等に応じて、例えば標準期間が6月に1回のところを3月に1回としても差し支えない。

なお、以下に示す状態像の利用者については、標準期間よりもさらに短い期間で設定することが望ましい。

【計画相談支援】

- ・ 生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- ・ 利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者

【障害児相談支援】

- ・ 学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある者
- ・ 就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者

(基本報酬②)

問77 相談支援専門員1人当たりの取扱件数には、基本報酬以外の加算の件数も含むのか。また、計画相談支援を行う事業所が地域相談支援の事業の指定も併せて受けており、相談支援専門員が地域相談支援における対応も実施している場合、当該件数も含まれるのか。

(答)

取扱件数は、1月間に実施したサービス利用支援、継続サービス利用支援、障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助の合計数であり、基本報酬以外の加算や地域相談支援の事業として対応した件数は含めない。

(基本報酬③)

問78 例えば、相談支援事業所において、1月から8月までの取扱件数及び相談支援専門員の配置数が以下のとおりであった場合、7月、8月の請求分において、サービス利用支援費（Ⅱ）又は継続サービス利用支援費（Ⅱ）（以下「基本報酬（Ⅱ）」という。）を何件算定するのか。

月	1	2	3	4	5	6	7	8
対応件数合計（件）	45	45	60	45	45	50	60	75
うち計画相談	30	30	30	25	30	30	40	50
うち障害児相談	15	15	30	20	15	20	20	25
相談支援専門員数（人）	1	1	1	1	1	2	2	2

(答)

基本報酬（Ⅱ）を算定する件数は、取扱件数（1月間に計画作成又はモニタリングを行った計画相談支援対象障害者等の数（前6月の平均値）÷相談支援専門員の員数（前6月の平均値））が40以上である場合において、40以上の部分に相談支援専門員の員数（前6月の平均値）を乗じて得た数（小数点以下の端数は切り捨てる。）により算定することとなり、上記例の場合では以下のとおりとなる。

① 7月分の請求について

- ・ 計画相談支援対象障害者等の数（1月から6月の平均値）
→ $(45+45+60+45+45+50) \div 6 = 48.333\cdots$ (A)
- ・ 相談支援専門員の員数（1月から6月の平均値）
→ $(1+1+1+1+1+2) \div 6 = 1.166\cdots$ (B)
- ・ 取扱件数 → (A) ÷ (B) = $41.428\cdots$ (C) ≥ 40

のため、基本報酬（Ⅱ）を算定する必要があり、算定する件数は $((C) - 39) \times (B) = 2.833\cdots$ となり、小数点以下の端数を切り捨てた2件となる。

なお、計画相談支援と障害児相談支援を一体的に実施しているので、計画相談支援の7月の請求件数40件のうち2件を基本報酬（Ⅱ）で算定する。

② 8月分の請求について

- ・ 計画相談支援対象障害者等の数（2月から7月の平均値）
→ $(45+60+45+45+50+60) \div 6 = 50.833\cdots$ (A)
- ・ 相談支援専門員の員数（2月から7月の平均値）
→ $(1+1+1+1+2+2) \div 6 = 1.333\cdots$ (B)
- ・ 取扱件数 → (A) ÷ (B) = 38.125 (C) < 40 となり、
全てサービス利用支援費（Ⅰ）又は継続サービス利用支援費（Ⅰ）を算定

することとなる。

(加算共通①)

問79 加算が複数創設されているが、全て併給が可能か。また、記録の作成が必要な加算についてはどのように記録したら良いのか。

(答)

以下の場合については、加算の併給はできない。

- ① 退院・退所加算と初回加算の併給
- ② 医療・保育・教育機関等連携加算と初回加算又は退院・退所加算（当該退院等施設のみとの連携の場合）の併給

記録については、別添資料2の標準様式を参考として作成し、5年間保存しなければならない。

(加算共通②)

問80 平成30年度の報酬改定で創設された加算の中で、基本報酬を算定していない月でも請求可能な加算はあるか。また、当該加算を単独で請求した場合、当該加算に対して特定事業所加算などの体制加算を算定することは可能か。

(答)

「入院時情報連携加算」、「居宅介護支援事業所等連携加算」及び「サービス提供時モニタリング加算」については、当該利用者について基本報酬を算定しない月においても、当該加算のみでの請求が可能である。

ただし、特定事業所加算などの体制加算は基本報酬にのみ加算されるため、「入院時情報連携加算」、「居宅介護支援事業所等連携加算」、及び「サービス提供時モニタリング加算」に対して算定することはできない。

(初回加算)

問81 障害児相談支援を利用していた障害児が、初めて計画相談支援を利用する場合について、計画相談支援の初回加算は算定可能か。また、計画相談支援を利用していた障害児が、初めて障害児相談支援を利用する場合も、障害児相談支援の初回加算は算定可能か。

(答)

算定できる。

(居宅介護支援事業所等連携加算)

問82 「居宅介護支援事業所等連携加算」は、当該指定居宅介護支援等の利用開始日前6月以内に算定している場合は算定不可とあるが、異なる居宅介護支援事業所が居宅サービス計画を作成する場合は、6月以内でも算定可能か。

(答)

算定できる。

(医療・保育・教育機関等連携加算)

問83 「医療・保育・教育機関等連携加算」の連携先はどこまで含まれるのか。

(答)

留意事項通知で示しているとおおり、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画等」という。）を作成する際に、利用者が利用している病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校と連携することが想定されるが、その他にも利用者が利用しているインフォーマルサービスの提供事業所等が想定される。

なお、これらの障害福祉サービス等以外の機関における支援内容や担当者等についても、サービス等利用計画等に位置付けることが望ましい。

(サービス担当者会議実施加算①)

問84 「サービス担当者会議実施加算」は、サービス利用支援時に開催したサービス担当者会議と同様の担当者を招集する必要があるのか。また、全員集まらなると算定できないのか。

(答)

サービス利用支援時に開催したサービス担当者会議と同様の担当者が全員参加することが望ましいが、検討を行うにあたり必要な者が参加していれば、担当者全員の参加は要しない。

ただし、会議開催を調整したが全員参加せず、メール等による担当者への報告のみの実施である場合は、当該加算を算定することはできない。

(サービス担当者会議実施加算②)

問85 モニタリング時にサービス担当者会議を開催した結果、サービス等利用計画等を変更することになった場合、支給決定後に指定基準に基づき、再度サービス担当者会議を開催しなければならないのか。

(答)

モニタリング時に開催したサービス担当者会議の結果、サービス等利用計画等を変更することとなった場合は、その際に検討した変更案から変更がない又は軽

微な変更のみであれば、その旨を関係者に報告する等によって、サービス担当者会議の開催について簡素化することは差し支えない。

(サービス提供時モニタリング加算①)

問86 「サービス提供時モニタリング加算」は、居宅で利用する障害福祉サービス等の提供現場を確認した場合も算定可能か。

(答)

算定可能である。ただし、指定基準に基づいた定期的なモニタリングを行う日と同一日に、居宅で利用する障害福祉サービス等の提供現場を確認し、当該加算を算定する場合は、モニタリング結果と当該加算に関する記録をそれぞれ作成する必要があるので留意すること。

(サービス提供時モニタリング加算②)

問87 複数の障害福祉サービス等を利用する利用者について、「サービス提供時モニタリング加算」を算定する場合は、利用する全ての障害福祉サービス等の提供現場を確認しないと算定できないのか。

(答)

複数の障害福祉サービス等を利用している者については、全ての障害福祉サービス等の提供現場を確認することが望ましいが、1箇所でも確認していれば算定は可能である。

(サービス提供時モニタリング加算③)

問88 「サービス提供時モニタリング加算」は相談支援専門員1人当たり39件まで請求できるが、取扱件数と同様に前6月平均なのか。

(答)

取扱件数については、月によってモニタリング件数が集中する可能性があることに配慮して前6月平均としたところであるが、「サービス提供時モニタリング加算」は実施月を調整することが可能であるため、前6月平均ではなく当該月の実施件数を39件までとする。

(行動障害支援体制加算①)

問89 「行動障害支援体制加算」は、対象となる研修を受講した相談支援専門員以外の者が行った計画相談支援にも加算されるのか。

(答)

加算の届出をしていれば、事業所の全ての相談支援専門員が実施する計画相談支援で算定が可能である。

なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。

(行動障害支援体制加算②)

問90 「行動障害支援体制加算」の届出が月途中で提出された場合、いつから実施した計画相談支援で加算が算定できるのか。

(答)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年10月31日障発1031001 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 第一の1の(4)の規定に準じた取扱いとする。

なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。

(行動障害支援体制加算③)

問91 「行動障害支援体制加算」の対象となる者を配置していても、当該月に強度行動障害の利用者がいない場合は算定できないのか。

(答)

対象の障害特性を有する利用者への支援を行わなかった場合でも算定は可能である。なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。

(2) 地域移行支援・地域定着支援

(地域移行支援の対象者)

問92 「介護給付費等の支給決定等について(平成19年3月23日、障発第0323002号 障害保健福祉部長通知)」の第五-2-(1)が改正されたが、対象者の範囲が変更となるのか。

(答)

地域移行支援の対象者は、障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者であるが、精神科病院の入院期間が1年未満の者等を一律に対象外としている事例が生じていることから、入院の期間や形態に関わらず支援の対象であることを明確にするために改正したものであり、対象者の範囲を変更するものではない。

(地域移行支援サービス費 (I))

問93 地域移行支援サービス費 (I) を算定する事業所の要件の一つに、「1以上の障害者支援施設又は精神科病院等(地域移行支援の対象施設)と緊密な連携が確保されていること。」とあるが、「緊密な連携」とは具体的にどのような状況が想定されるのか。また、どの程度の頻度で行う必要があるのか。

(答)

例えば、

- ・ 地域相談支援給付決定障害者の退院、退所等に向けた会議へ参加
 - ・ 地域移行に向けた障害福祉サービスの説明、事業所の紹介
 - ・ 地域移行など同様の経験のある障害当事者（ピアサポーター等）による意欲喚起のための活動
- などが想定され、概ね月1回以上行っていることが目安となる。

(緊急時支援費（Ⅱ）)

問94 緊急時支援費（Ⅱ）については、深夜の電話による相談対応を行った場合に算定されるが、深夜の時間帯であれば、相談の方法や内容は問わないか。

(答)

緊急時支援費（Ⅱ）については、電話により直接本人又は家族等に対して緊急的な支援が必要な相談対応を行った場合に限ることとし、予定確認等の電話連絡は算定の対象とはならない。また、原則、メールによる対応については対象としない。

なお、深夜に電話による相談対応を行った場合であっても、その後利用者の居宅等へ出向いて支援を行った場合は、当該日については緊急時支援費（Ⅰ）のみを算定することとなり、緊急時支援費（Ⅱ）との併給はできないことに留意すること。

6. 障害児支援

(1) 障害児支援共通

(児童発達支援管理責任者①)

問95 児童発達支援管理責任者の実務要件の経過措置が終了するが、経過措置終了後において新要件を満たす児童発達支援管理責任者が配置できなかった場合、直ちに事業所の指定取消等を行う必要があるのか。

(答)

直ちに事業所の指定取消等を行う必要はない。ただし、児童発達支援管理責任者欠如減算が適用されるものであり、早急に適切な人員配置を行うよう指導を行うこと。

なお、これまでどおり、当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討すること。

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 3
(平成 30 年 5 月 23 日)

【 目 次 】

1. 障害福祉サービス等における共通的事項	1
(1) 共生型サービス	1
(2) その他障害福祉サービス等における横断的事項	1
2. 訪問系サービス	2
(1) 重度障害者等包括支援	2
3. 生活介護、短期入所	2
(1) 生活介護	2
(2) 短期入所	3
4. 自立生活援助	5
(1) 自立生活援助	5
5. 相談支援	5
(1) 計画相談支援・障害児相談支援	5
6. 障害児支援	7
(1) 障害児通所支援	7
7. その他	9
(1) 過去の Q & A における削除項目	9

合の指定申請先は都道府県であるが、申請書又は書類の提出は、地域密着型通所介護事業所の指定申請の際に、既に市町村に提出した申請書又は書類の写しを提出することにより行わせることができることとしている。

4. 自立生活援助

(1) 自立生活援助

【訂正】

「平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 1 (平成 30 年 3 月 30 日)」の問 65 (兼務の取扱い②) については、以下のとおり修正する。

[修正前]

(答)

自立生活援助事業所の従業者が、相談支援事業所の従業者の職務を兼務する場合は、業務に支障がない場合として認めることとしている。

また、相談支援事業所の特定事業所加算は、相談支援専門員が常勤・専従であること等が要件となっているが、相談支援事業所に併設する自立生活援助事業所については、兼務しても差し支えないこととする。

[修正後]

(答)

自立生活援助事業所の従業者が、相談支援事業所の従業者の職務を兼務する場合は、業務に支障がない場合として認めることとしている。

また、相談支援事業所の特定事業所加算は、相談支援専門員が常勤・専従であること等が要件となっているが、相談支援事業所に併設する自立生活援助事業所については、兼務しても差し支えないこととする。

なお、相談支援事業所の特定事業所加算を算定するにあたり、当該兼務職員の配置を含めて算定要件を満たしている場合には、自立生活援助の福祉専門職員配置等加算の算定要件には、当該兼務職員を含められないことに留意すること。

5. 相談支援

(1) 計画相談支援・障害児相談支援

【訂正】

「平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 1 (平成 30 年 3 月 30 日)」の問 80 (加算共通②) については、以下のとおり修正する。

[修正前]

(答)

「入院時情報連携加算」、「居宅介護支援事業所等連携加算」及び「サービス提供時モニタリング加算」については、当該利用者について基本報酬を算定しない月においても、当該加算のみでの請求が可能である。

ただし、特定事業所加算などの体制加算は基本報酬にのみ加算されるため、「入院時情報連携加算」、「居宅介護支援事業所等連携加算」、及び「サービス提供時モニタリング加算」に対して算定することはできない。

[修正後]

(答)

「入院時情報連携加算」、「居宅介護支援事業所等連携加算」及び「サービス提供時モニタリング加算」については、当該利用者について基本報酬を算定しない月においても、当該加算のみでの請求が可能である。

また、地域生活支援拠点等の届出を行っている事業所については、「地域生活支援拠点等相談強化加算（既にサービス等利用計画又は障害児支援利用計画を作成済みの利用者への対応に限る。）」及び「地域体制強化共同支援加算」も当該加算のみでの請求が可能である。

ただし、特定事業所加算などの体制加算は基本報酬にのみ加算されるため、上記加算に対して算定することはできない。

(特定事業所加算)

問 12 特定事業所加算の算定要件として、取扱件数が 40 件未満であることが追加されたが、特定事業所加算を新たに算定するための届出を行う際には、どの時点の取扱件数により判断することになるのか。

(答)

届出提出月の前 6 月間の実績を基に取扱件数が 40 件未満であるかどうかを判断することとなる。

例えば、平成 30 年 6 月から特定事業所加算を算定するためには、平成 30 年 5 月 15 日以前に届出を提出することになるが、その場合は、届出時点の前 6 月間である平成 29 年 11 月から平成 30 年 4 月における取扱件数が要件を満たしているかどうかで判断することとなる。

(行動障害支援体制加算①)

問 13 「行動障害支援体制加算」は、対象となる研修を受講した常勤の相談支援専門員を1名以上配置していることを要件としているが、行動障害のある知的障害者や精神障害者以外の利用者に対して支援を行った場合でも算定可能なのか。また、1事業所に複数の相談支援専門員が配置されており、対象となる研修を受講した常勤の相談支援専門員を1名のみ配置している場合、研修を受講していない相談支援専門員が支援を行った場合でも算定可能なのか。

(答)

「行動障害支援体制加算」については、行動障害のある障害者へ適切に対応できる体制が整備されていることを評価する加算であるため、要件を満たしている期間中に当該事業所で実施した全てのサービス利用支援及び継続サービス利用支援について加算を算定できるものである。

なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算についても同様である。

(行動障害支援体制加算②)

問 14 「行動障害支援体制加算」を算定していた事業所が月途中で要件を満たさなくなった場合、加算を算定できるのはいつまでか。

(答)

月途中で要件を満たさなくなった場合、当該月の要件を満たしている期間中に実施した指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援に係る計画相談支援費について加算を算定することができ、要件を満たさなくなった日以降に実施した分については加算を算定することができない。なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算についても同様である。

6. 障害児支援

(1) 障害児通所支援

(児童指導員等加配加算①)

問 15 人員基準を経過措置により満たしている児童発達支援事業所は、児童指導員等加配加算を算定できるのか。

(答)

児童指導員等加配加算の要件を満たすのであれば、経過措置の適用如何に関わらず算定は可能である。ただし、加算の要件の判断にあたり、指導員を児童指導員とみなすことはできない。

◎（相談支援）変更の届出が必要な場合

（障害者総合支援法（同法第51条の25、同法施行規則第34条の58及び60）、児童福祉法（同法第24条の32、同法施行規則第25条の26の7））

番号	変 更 の 内 容	障害者総合支援法		児童福祉法
		一般相談支援	特定相談支援	障害児相談支援
1	事業所の名称及び所在地（設置の場所）	○	○	○
2	事業者（設置者）の名称及び主たる事務所・施設（本店）の所在地	○	○	○
3	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	○	○	○
4	登記事項証明書又は条例等 （当該指定に係る事業に関するものに限る。）	○	○	○
5	事業所の平面図	○	○	○
6	事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	○	○	○
7	事業所の指定地域相談支援の提供に当たる者及び相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴	○	○	○
8	運営規程	○	○	○
9	地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び障害児相談支援給付費の請求に関する事項	○	○	○

◎（相談支援）変更届出時に必要な添付資料（場合によっては、下記以外の書類も提出していただくことがあります。）

番号	変更の内容	添付資料
1	事業所(施設)の名称 ※事前相談が必要です。	付表14、運営規程
2	事業所の所在地 ※事前相談が必要です。	付表14、運営規程、土地建物の登記簿謄本(写)又は賃貸契約書(写)、事業所の外観又は内部の様子が分かる写真
3	事業者(設置者)の名称及び主たる事務所・施設(本店)の所在地	定款、寄附行為等及びその登記事項証明書(写) ※運営法人が変更になる場合は、新規指定を受ける必要があります。
4	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	登記事項証明書(写)、役員等名簿、 一般相談支援事業者(特定相談支援事業者、障害児相談支援事業者)の指定に係る誓約書
5	登記事項証明書又は条例等 (当該事業に関するものに限る。)	登記事項証明書(写)
6	事業所の平面図	付表14、平面図、設備・備品等一覧表、事業所の外観及び内部の様子が分かる写真
7	事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	付表14、勤務形態一覧、組織体制図、管理者の経歴書、役員等名簿 ※新規雇用の場合、雇用契約書の写し 一般相談支援事業者(特定相談支援事業者、障害児相談支援事業者)の指定に係る誓約書
8	事業所の指定地域相談支援の提供に当たる者及び相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴	付表14、勤務形態一覧、組織体制図、相談支援専門員の経歴書、実務経験証明書(同一法人内の別事業所で勤務した場合であっても、事業所ごとの実務経験証明書を作成してください)、相談支援従事者(初任者)研修修了証書(写)、相談支援従事者(現任)修了証書(写) ※新規雇用の場合、雇用契約書の写し
9	運営規程	運営規程(下線を引く、新旧対照表を作成する、マーキングするなどして変更箇所が分かるようにしてください)
10	地域相談支援給付費、計画相談支援給付費の請求に関する事項	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表、申請する加算毎の届出書 付表14、勤務形態一覧、組織体制図 ※加算要件を満たすことがわかる書類を添付してください
11	障害児相談支援給付費の請求に関する事項	障害児(通所・入所)給付費算定に係る体制等に関する届出書、障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表、申請する加算毎の届出書、付表14、勤務形態一覧、組織体制図 ※加算要件を満たすことがわかる書類を添付してください

No.11以外のケースについて、「様式第10号(一般相談、特定相談)」、「様式第2号の10(障害児相談)」も併せて作成し、その中に変更の概要を明記の上、提出してください。
なお、一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援で共通する様式・添付書類は、1部で構いません。

計画相談支援・障害児相談支援における特定事業所加算に係る基準の遵守状況に関する記録
(保存用)[標準様式]

平成 年 月サービス提供分

異動等区分	1 新規	2 継続	3 変更	4 廃止
加算の区分	1 特定事業所加算(Ⅰ)	2 特定事業所加算(Ⅱ)	3 特定事業所加算(Ⅲ)	4 特定事業所加算(Ⅳ)

1 相談支援専門員(常勤・専従)の状況

相談支援 専門員数	人	内 訳	常勤	専従	人	非常勤	専従	人
				兼務	人		兼務	人

※ 相談支援専門員初任者研修の修了証を添付すること。

①主任相談支援専門員の状況

相談支援専門員氏名	
-----------	--

②相談支援専門員(現任研修修了者)の状況

相談支援専門員氏名	
-----------	--

※ 主任相談支援専門員研修、相談支援従事者現任研修の修了証を添付すること。

2 定期的な会議の開催

利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を概ね週1回以上開催している。 ※「有」の場合には、開催記録を添付すること。	有	・	無		
開催日	① 日	② 日	③ 日	④ 日	⑤ 日

3 24時間連絡体制の確保

24時間常時連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。	有	・	無
具体的な方法			

※ 「有」の場合には、具体的な体制を示した書類の添付でも可とする。

4 研修の実施

当該相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、特定事業所加算(Ⅰ)の場合は主任相談支援専門員、その他の場合は現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施している。	有	・	無
--	---	---	---

※ 「有」の場合には、研修の実施計画及び実施状況を示した書面を添付すること。

5 基幹相談支援センター等との連携について

(基幹相談支援センター等から支援が困難な利用者の紹介があった場合)当該利用者に計画相談支援(障害児相談支援)の提供を開始した。	有	・	無
	(開始件数 : 件)		
(基幹相談支援センター等が開催する事例検討会等がある場合)当該事例検討会等に参加した。	有	・	無
	参加年月日: 主催団体名:		

※ 「有」の場合には、研修の実施計画及び実施状況を示した書面を添付すること。

6 相談支援専門員一人当たりの取扱件数

1月当たりのサービス利用支援等の数(前6月平均)	件	件/人
1月当たりの相談支援専門員の人数(前6月平均)	人	

※ サービス利用支援等とは、サービス利用支援及び継続サービス利用支援(障害児相談支援事業の指定も受けている場合は障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助を含む)をさす。

入院時情報提供書

利用者氏名 _____

相談支援専門員氏名 _____

提供先機関名 _____

利用者本人の概要

家族構成等				
生活歴				
病歴・障害歴	年月	事項	年月	事項
医療機関利用状況				

現在の生活状況の概要(本人及び介護者の一日の流れ等)

利用者の状況(支援の有無と具体的な支援方法について)

1 生活基盤に関する領域(経済状況、住環境等)

2 健康・身体に関する領域(服薬状況、食事状況、健康管理状況)

3 日常生活に関する領域(日常生活動作・手段的日常生活動作の状況)

--

4 コミュニケーションスキルに関する領域
(意思表示・意思伝達的手段と必要な支援、他者から意思伝達の理解等)

--

5 社会生活技能に関する領域(対人関係、屋外での移動、金銭管理、危機管理等)

--

6 社会参加に関する領域(趣味、社会的活動等)

--

7 教育・就労に関する領域(就学・就労の状況について)

--

8 家族支援に関する領域

--

退院・退所加算 記録(保存用)[標準様式]

利用者氏名 _____

相談支援専門員氏名 _____

病院・施設等との情報交換等の記録

機関名 (担当者)						
年月日		年	月	日	時間	場所
情報交換等の内容						

機関名 (担当者)						
年月日		年	月	日	時間	場所
情報交換等の内容						

機関名 (担当者)						
年月日		年	月	日	時間	場所
情報交換等の内容						

情報交換の結果からサービス等利用計画に反映されるべき事項	

居宅介護支援事業所等連携 記録(保存用)[標準様式]

利用者氏名 _____

相談支援専門員氏名 _____

居宅介護支援事業所等との連携についての記録

機関名 (担当者)						
年月日		年	月	日	時間	場所
情報交換等の内容						

機関名 (担当者)						
年月日		年	月	日	時間	場所
情報交換等の内容						

機関名 (担当者)						
年月日		年	月	日	時間	場所
情報交換等の内容						

機関名 (担当者)						
年月日		年	月	日	時間	場所
情報交換等の内容						

医療・保育・教育機関等連携 記録(保存用)[標準様式]

利用者氏名 _____

相談支援専門員氏名 _____

医療機関、保育園等、教育機関等との情報交換等の記録

機関名 (担当者)						
年月日		年	月	日	時間	場所
情報交換等の内容						

機関名 (担当者)						
年月日		年	月	日	時間	場所
情報交換等の内容						

機関名 (担当者)						
年月日		年	月	日	時間	場所
情報交換等の内容						

情報交換の結果からサービス等利用計画に反映されるべき事項						

サービス担当者会議 記録(保存用)[標準様式]

利用者名 _____

相談支援専門員氏名 _____

開催年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

開催時間 _____ ~ _____

開催場所 _____

区分 (いずれかに○をつける)	1 サービス利用支援		2 継続サービス利用支援	
	所属(職種)	氏名	所属(職種)	氏名
会議出席者				
検討した項目				
検討した内容				
検討した結果				
その他				

サービス提供時モニタリング 記録(保存用)[標準様式]

利用者氏名 _____

相談支援専門員氏名 _____

実施年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

実施時間 _____ ~ _____

実施場所(自宅・事業所名など) _____

<p>確認事項 (モニタリング前に記入)</p>	
<p>提供されていた支援</p>	
<p>サービス提供時の 利用者の様子</p>	
<p>その他 (利用者・サービス提供事業者等との やり取り等)</p>	

計画相談支援・障害児相談支援における各支援体制加算に係る基準の遵守状況に関する記録
(保存用)[標準様式]

平成 年 月サービス提供分

加算種別	区分		
1 行動障害支援体制加算	1 新規	2 継続	3 終了
2 要医療児者支援体制加算	1 新規	2 継続	3 終了
3 精神障害者支援体制加算	1 新規	2 継続	3 終了

1 相談支援専門員の状況

(1) 相談支援専門員(強度行動障害支援者養成研修(実践研修)等修了者)の状況

研修名	
修了者名	

※強度行動障害支援者養成研修(実践研修)等の修了証を添付すること。

(2) 相談支援専門員(医療的ケア児等コーディネーター養成研修等修了者)の状況

研修名	
修了者名	

※医療的ケア児等コーディネーター養成研修等の修了証を添付すること。

(3) 相談支援専門員(精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修等修了者)の状況

研修名	
修了者名	

※精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修等の修了証を添付すること。

2 上記相談支援専門員の配置している旨の公表状況

(1) 行動障害支援体制加算

強度行動障害支援者養成研修(実践研修)等の修了者を配置している旨を公表している。	有 ・ 無
具体的な方法	

※「有」の場合には、公表しているパンフレット等の添付でも可とする。

(2) 要医療児者支援体制加算

医療的ケア児等コーディネーター養成研修等の修了者を配置している旨を公表している。	有 ・ 無
具体的な方法	

※「有」の場合には、公表しているパンフレット等の添付でも可とする。

(3) 精神障害者支援体制加算

医療的ケア児等コーディネーター養成研修等の修了者を配置している旨を公表している。	有 ・ 無
具体的な方法	

※「有」の場合には、公表しているパンフレット等の添付でも可とする。

障害福祉サービス費等の報酬算定構造

平成30年度見直し箇所 : 赤字

目 次

居宅介護サービス費	1
重度訪問介護サービス費	2
同行援護サービス費	3
行動援護サービス費	5
療養介護サービス費	6
生活介護サービス費	7
経過的生活介護サービス費	9
短期入所サービス費	14
重度障害者等包括支援サービス費	16
施設入所支援サービス費	17
経過的施設入所支援サービス費	18
機能訓練サービス費	23
生活訓練サービス費	24
宿泊型自立訓練サービス費	25
就労移行支援サービス費	27
就労移行支援（養成）サービス費	29
就労継続支援A型サービス費	31
就労継続支援B型サービス費	33
就労定着支援サービス費	35
自立生活援助サービス費	36
共同生活援助サービス費	37
計画相談支援給付費	40
障害児相談支援給付費	41
地域相談支援給付費（地域移行支援）	42
地域相談支援給付費（地域定着支援）	43
福祉型障害児入所施設給付費	44
医療型障害児入所施設給付費	48
児童発達支援給付費	50
医療型児童発達支援給付費	54
放課後等デイサービス給付費	55
居宅訪問型児童発達支援給付費	60
保育所等訪問支援給付費	61

○計画相談支援給付費

基本部分		注 居宅介護支援 費重複減算 I	注 居宅介護支援 費重複減算 II	注 介護予防支援 費重複減算	注 特別地域加算
イ サービス利用支援費	(1)サービス利用支援費(I) (1月につき1,458単位) (2)サービス利用支援費(II) (1月につき729単位)	-552単位	-854単位 -125単位		+15/100
ロ 継続サービス利用支援費	(1)継続サービス利用支援費(I) (1月につき1,207単位) (2)継続サービス利用支援費(II) (1月につき603単位)	-602単位	-904単位 -300単位	-9単位	
ハ 経過的服务利用支援費	(1)経過的服务利用支援費(I) (1月につき1,611単位) (2)経過的服务利用支援費(II) (1月につき806単位)	-705単位	-1,007単位 -202単位	-112単位	
ニ 経過の継続サービス利用支援費	(1)経過の継続サービス利用支援費(I) (1月につき1,310単位) (2)経過の継続サービス利用支援費(II) (1月につき655単位)	-705単位 -50単位	-1,007単位 -352単位	-112単位	
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)				
初回加算	(1月につき300単位を加算)				注 経過的服务利用支援費を算定する場合は算定不可
特定事業所加算	イ 特定事業所加算(I) (1月につき500単位を加算) ロ 特定事業所加算(II) (1月につき400単位を加算) ハ 特定事業所加算(III) (1月につき300単位を加算) ニ 特定事業所加算(IV) (1月につき150単位を加算)				
入院時情報連携加算	イ 入院時情報連携加算(I) (1月につき200単位を加算) ロ 入院時情報連携加算(II) (1月につき100単位を加算)				
退院・退所加算(3回を限度)	(1回につき200単位を加算)				注 初回加算と選択することとし、併給不可
居宅介護支援事業所等連携加算	(1月につき100単位を加算)				
医療・保育・教育機関等連携加算	(1月につき100単位を加算)				注 初回加算又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は併給不可
サービス担当者会議実施加算	(1月につき100単位を加算)				
サービス提供時モニタリング加算	(1月につき100単位を加算)				
行動障害支援体制加算	(1月につき35単位を加算)				
要医療児者支援体制加算	(1月につき35単位を加算)				
精神障害者支援体制加算	(1月につき35単位を加算)				
地域生活支援拠点等相談強化加算(月4回を限度)	(1回につき700単位を加算)				
地域体制強化共同支援加算(月1回を限度)	(1回につき2,000単位を加算)				

○障害児相談支援給付費

基本部分		注 特別地域加算	
イ 障害児支援利用援助費	(1) 障害児支援利用援助費(Ⅰ)	(1月につき1,620単位)	
	(2) 障害児支援利用援助費(Ⅱ)	(1月につき811単位)	
ロ 継続障害児支援利用援助費	(1) 継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	(1月につき1,318単位)	
	(2) 継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	(1月につき659単位)	
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		+15/100	
(1回につき150単位を加算)			
初回加算		+15/100	
(1月につき500単位を加算)			
特定事業所加算	イ 特定事業所加算(Ⅰ)		(1月につき500単位を加算)
	ロ 特定事業所加算(Ⅱ)		(1月につき400単位を加算)
	ハ 特定事業所加算(Ⅲ)		(1月につき300単位を加算)
	ニ 特定事業所加算(Ⅳ)		(1月につき150単位を加算)
入院時情報連携加算	イ 入院時情報連携加算(Ⅰ)		(1月につき200単位を加算)
	ロ 入院時情報連携加算(Ⅱ)		(1月につき100単位を加算)
退院・退所加算(3回を限度)			注 初回加算と選択することとし、併給不可
(1回につき200単位を加算)			
医療・保育・教育機関等連携加算		注 初回加算又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は併給不可	
(1月につき100単位を加算)			
サービス担当者会議実施加算		+15/100	
(1月につき100単位を加算)			
サービス提供時モニタリング加算			
(1月につき100単位を加算)			
行動障害支援体制加算			
(1月につき35単位を加算)			
要医療児者支援体制加算			
(1月につき35単位を加算)			
精神障害者支援体制加算			
(1月につき35単位を加算)			
地域生活支援拠点等相談強化加算(月4回を限度)		+15/100	
(1回につき700単位を加算)			
地域体制強化共同支援加算(月1回を限度)		+15/100	
(1回につき2,000単位を加算)			

○地域相談支援給付費(地域移行支援)

基本部分		注 特別地域加算
地域移行支援サービス費	イ 地域移行支援サービス費(Ⅰ) (1月につき3,044単位)	+15/100
	ロ 地域移行支援サービス費(Ⅱ) (1月につき2,336単位)	
初回加算 (1月につき500単位を加算)		
集中支援加算 (1月につき500単位を加算)		
退院・退所月加算 (1月につき2,700単位を加算)		
障害福祉サービスの体験利用加算	イ 障害福祉サービスの体験利用加算(Ⅰ) (1日につき500単位を加算)	注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位
	ロ 障害福祉サービスの体験利用加算(Ⅱ) (1日につき250単位を加算)	
体験宿泊加算	イ 体験宿泊加算(Ⅰ) (1日につき300単位を加算)	注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位
	ロ 体験宿泊加算(Ⅱ) (1日につき700単位を加算)	

○地域相談支援給付費(地域定着支援)

基本部分			注 特別地域加算	
地域定着支援サービス費	イ 体制確保費	(1月につき304単位)	+15/100	
	ロ 緊急時支援費	(1) 緊急時支援費(Ⅰ)		(1日につき709単位)
		(2) 緊急時支援費(Ⅱ)		(1日につき94単位)

計画相談支援給付費支給申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市社会福祉事務所長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する計画相談支援給付費の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ											生 年 月 日	年 月 日
	氏 名	①											
		個人番号：											
居住地	〒 -										電話番号：	- -	
	フリガナ											生 年 月 日	年 月 日
	支給申請に係る児童氏名	個人番号：											
													続柄

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外 (下の欄に記入)		
フリガナ			申請者との関係
氏 名			
住 所	電話番号： - -		

備考 該当する□の中にレ印を付けてください。

※市記入欄

確認欄	番号確認	番号カード ・ 通知カード ・ 住民票 ・ 端末 ・ その他 ()	代理権確認	法定・委任状・本人発行
	本人確認	番号カード ・ 運転免許証 ・ 障害者手帳 ・ 旅券 ・ 保険証 (国保・後期高齢・介護) ・ 学生証 ・ その他 ()		

計画相談支援依頼等届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市社会福祉事務所長

次のとおり計画相談支援依頼・変更について届け出ます。

区分	新規・変更
----	-------

届出者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名	㊞		
	居住地	電話番号 ()		
	フリガナ		生年月日	年 月 日
	届出に係る障害児氏名		続柄	

計画相談支援を依頼した指定特定相談支援事業所名	
フリガナ	
事業所名	
所在地	電話番号 ()

指定特定相談支援事業所を変更する理由 (変更の場合に記載してください)

変更年月日 平成 年 月 日

障害児相談支援給付費支給申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市社会福祉事務所長

児童福祉法に規定する障害児相談支援給付費の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

申 請 者	フリガナ											生 年 月 日	年 月 日
	氏 名	個人番号： ⑩											
	居住地	〒 -											
												電話番号：	- -
	フリガナ											生 年 月 日	年 月 日
	支給申請に係る児童氏名	個人番号：											
												続柄	

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外 (下の欄に記入)		
フリガナ		申請者との関係	
氏 名			
住 所	電話番号： - -		

備考 該当する□の中にレ印を付けてください。

※市記入欄

確 認 欄	番号確認	番号カード ・ 通知カード ・ 住民票 ・ 端末 ・ その他 ()	代理権確認	法定・委任状・本人発行
	本人確認	番号カード ・ 運転免許証 ・ 障害者手帳 ・ 旅券 ・ 保険証 (国保・後期高齢・介護) ・ 学生証 ・ その他 ()		

障害児相談支援依頼等届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市社会福祉事務所長

次のとおり障害児相談支援依頼・変更について届け出ます。

区分	新規・変更
----	-------

届出者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名	㊞		
	居住地	電話番号		
	フリガナ		生年月日	年 月 日
	届出に係る 障害児氏名		続柄	

障害児相談支援を依頼した指定障害児相談支援事業所名	
フリガナ	
事業所名	
所在地	電話番号 ()

指定障害児相談支援事業所を変更する理由（変更の場合に記載してください。）

変更年月日 年 月 日

障害福祉サービス受給者証

受給者証番号	
居住地	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
障害種別	
交付年月日	
支給市町村名 及び印	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">172014</div> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">金</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">沢</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市</div> </div>

80

(五)

計画相談支援給付費の支給内容

支給期間	
指定特定相談支援事業所名	
モニタリング期間	
予備欄	
特定障害者特別給付費の支給内容	
施設入所支援	
支給額	円/日
支給期間	
共同生活援助又は重度障害者等包括支援	
支給額	円/月
支給期間	
予備欄	

介護給付費の支給決定内容

障害支援区分	
認定有効期間	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
予備欄	

(六)

利用者負担に関する事項

負担上限月額	
適用期間	
食事提供体制加算対象者	
適用期間	
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	
利用者負担上限額管理事業所名	
特記事項欄	
予備欄	

サービス種別

サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
予備欄	

(七)

訪問系サービス事業者記入欄

事業者及びその事業所の名称	
サービス内容	
契約支給量	日
契約日	年 月 日
サービス提供終了日	年 月 日
サービス提供終了日中の既提供量	
事業者及びその事業所の名称	
サービス内容	
契約支給量	日
契約日	年 月 日
サービス提供終了日	年 月 日
サービス提供終了日中の既提供量	
事業者及びその事業所の名称	
サービス内容	
契約支給量	日
契約日	年 月 日
サービス提供終了日	年 月 日
サービス提供終了日中の既提供量	
予備欄	

訓練等給付費の支給決定内容

障害支援区分	
認定有効期間	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
予備欄	

(八)

訪問系サービス事業者記入欄

事業者及びその事業所の名称	
サービス内容	
契約支給量	日
契約日	年 月 日
サービス提供終了日	年 月 日
サービス提供終了日中の既提供量	
事業者及びその事業所の名称	
サービス内容	
契約支給量	日
契約日	年 月 日
サービス提供終了日	年 月 日
サービス提供終了日中の既提供量	
予備欄	

(一)		(二)		(三)	
地域相談支援受給者証		地域相談支援給付費の給付決定内容		計画相談支援給付費の支給内容	
受給者証番号		地域相談支援の種類		支給期間	
居住地		地域相談支援給付量等		指定特定相談支援事業所名	
フリガナ		地域相談支援給付決定期間		モニタリング期間	
氏名		地域相談支援の種類		予備欄	
生年月日		地域相談支援給付量等			
障害種別		地域相談支援給付決定期間			
交付年月日		予備欄			
172014					
支給市町村名 及び印	金沢市 澤金市印				

通所・入所受給者証

受給者証番号	
通所給付決定保護者等 又は 入所給付決定保護者等	居住地 フリガナ 氏名 生年月日 フリガナ 氏名 生年月日
児童	フリガナ 氏名 生年月日
交付年月日	172014
支給市町村名及び印	金沢市 市印 澤印

(五)

障害児相談支援給付費の支給内容

支給期間	
指定障害児相談支援事業所名	
モニタリング期間	
予備欄	

82

障害児通所給付費の給付決定内容

支援の種類	
支給量等	
給付決定期間	
支援の種類	
支給量等	
給付決定期間	
予備欄	

(六)

利用者負担に関する事項

負担上限月額	
適用期間	
食事提供加算対象者	
適用期間	
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	
利用者負担上限額管理事業所名	
特記事項欄	
予備欄	

障害児通所給付費の給付決定内容

支援の種類	
支給量等	
給付決定期間	
支援の種類	
支給量等	
給付決定期間	
予備欄	

(七)

障害児通所支援事業者記入欄

番号		事業者及びその事業所の名称	事業者確認印
1		支援の内容 契約支給量 契約日 事業提供終了月中の支給提供終了日までの既提供量	事業者確認印
2		事業者及びその事業所の名称	事業者確認印
		支援の内容 契約支給量 契約日 事業提供終了月中の支給提供終了日までの既提供量	事業者確認印
3		事業者及びその事業所の名称	事業者確認印
		支援の内容 契約支給量 契約日 事業提供終了月中の支給提供終了日までの既提供量	事業者確認印

障害児入所給付費の給付決定内容

入所支援の種類及び内容	
給付決定期間	
特定入所障害児食費等給付費の支給内容	
支給額	円/日
適用期間	
特記事項欄	

(八)

障害児通所支援事業者記入欄

番号		事業者及びその事業所の名称	事業者確認印
4		支援の内容 契約支給量 契約日 事業提供終了月中の支給提供終了日までの既提供量	事業者確認印
5		事業者及びその事業所の名称	事業者確認印
		支援の内容 契約支給量 契約日 事業提供終了月中の支給提供終了日までの既提供量	事業者確認印
6		事業者及びその事業所の名称	事業者確認印
		支援の内容 契約支給量 契約日 事業提供終了月中の支給提供終了日までの既提供量	事業者確認印

金沢市社会福祉事務所長



地域生活支援事業
利用決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書

申請のありました地域生活支援事業の利用について、下記のとおり決定となりましたので通知します。

記

受給者番号		利用決定障害者 (保護者) 氏名	
利用決定日		利用決定に係る 障害児氏名	
利用者負担割合		利用者負担上限月額	円

サービスの 種類	支援の内容	有効期間
日中一時支援		
移動支援		
地域活動支援センター		
特記事項		

問い合わせ先
〒 920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市役所 障害福祉課
TEL 076-220-2289
FAX 076-232-0294

主眼事項及び着眼点（指定計画相談支援）

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
第1 基本方針	<p>(1) 指定計画相談支援の事業は、利用者又は障害児の保護者(利用者等)の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われているか。</p> <p>(2) 指定計画相談支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われているか。</p> <p>(3) 指定計画相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(福祉サービス等)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。</p> <p>(4) 指定計画相談支援の事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われているか。</p> <p>(5) 指定特定相談支援事業者は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者、介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、介護保険法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者その他の関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めているか。</p> <p>(6) 指定特定相談支援事業者は、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>法第51条の24</p> <p>平24厚令28第2条第1項</p> <p>平24厚令28第2条第2項</p> <p>平24厚令28第2条第3項</p> <p>平24厚令28第2条第4項</p> <p>平24厚令28第2条第5項</p> <p>平24厚令28第2条第6項</p>
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者</p>	<p>(1) 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員(指定計画相談支援の提供に当たる者として平成24年厚生労働省告示第227号「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」に定めるものをいう。)を置いているか。</p> <p>(ただし、指定計画相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。)</p>	<p>法第51条の24第1項</p> <p>平24厚令28第3条第1項</p> <p>平24厚告227</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>2 管理者</p> <p>第3 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>2 契約内容の報告等</p>	<p>(2) (1) に規定する相談支援専門員の員数の標準は、計画相談支援対象障害者等の数（当該指定特定相談支援事業者が、指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定障害児相談支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定計画相談支援の事業における計画相談支援対象障害者等の数及び指定障害児相談支援の事業における障害児相談支援対象保護者の数の合計数）が 35 又はその端数を増すごとに 1 となっているか。</p>	<p>平 24 厚令 28 第 3 条第 2 項</p>
	<p>(3) (2) に規定する計画相談支援対象障害者等の数は、前6月の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数となっているか。</p>	<p>平 24 厚令 28 第 3 条第 3 項</p>
	<p>指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。</p> <p>(ただし、指定特定相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。)</p>	<p>平 24 厚令 28 第 4 条</p>
	<p>(1) 指定特定相談支援事業者は、計画相談支援対象障害者等が指定計画相談支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った計画相談支援対象障害者等(利用申込者)に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定計画相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、社会福祉法第 77 条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p>	<p>法第 51 条の 24 第 2 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 5 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 5 条第 2 項</p>
<p>(1) 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、サービス等利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出しているか。</p>	<p>平 24 厚令 28 第 6 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 6 条第 2 項</p>	

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
3 提供拒否の禁止	指定特定相談支援事業者は、正当な理由がなく、指定計画相談支援の提供を拒んでいないか。	平 24 厚令 28 第 7 条
4 サービス提供困難時の対応	指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定特定相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平 24 厚令 28 第 8 条
5 受給資格の確認	指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証又は地域相談支援受給者証によって、計画相談支援給付費の支給対象者であること、法第 5 条第 23 項に規定する厚生労働省令で定める期間、支給決定又は地域相談支援給付費決定の有無、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付費決定の有効期間、支給量又は地域相談支援給付費量等を確認しているか。	平 24 厚令 28 第 9 条
6 支給決定又は地域相談支援給付費決定の申請に係る援助	指定特定相談支援事業者は、支給決定又は地域相談支援給付費決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付費決定の有効期間の終了に伴う支給決定又は地域相談支援給付費決定の申請について、必要な援助を行っているか。	平 24 厚令 28 第 10 条
7 身分を証する書類の携行	指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	平 24 厚令 28 第 11 条
8 計画相談支援給付費の額等の受領	<p>(1) 指定特定相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、計画相談支援対象障害者等から当該指定計画相談支援につき法第 51 条の 17 第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援に要した費用の額）の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、計画相談支援対象障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を計画相談支援対象障害者等から受けることができるが、支払を受けているか。</p>	<p>平 24 厚令 28 第 12 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 12 条第 2 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
9 利用者負担額に係る管理	<p>(3) 指定特定相談支援事業者は、(1)及び(2)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った計画相談支援対象障害者等に対し交付しているか。</p> <p>(4) 指定特定相談支援事業者は、(2)の交通費については、あらかじめ、計画相談支援対象障害者等に対し、その額について説明を行い、計画相談支援対象障害者等の同意を得ているか。</p> <p>指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援を提供している計画相談支援対象障害者等が当該指定計画相談支援と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第2号に掲げる額の合計額(利用者負担額合計額)を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定特定相談支援事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該計画相談支援対象障害者等及び当該計画相談支援対象障害者等に対し指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>平 24 厚令 28 第 12 条第 3 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 12 条第 4 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 13 条</p>
10 計画相談支援給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定特定相談支援事業者は、法定代理受領により指定計画相談支援に係る計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、計画相談支援対象障害者等に対し、当該計画相談支援対象障害者等に係る計画相談支援給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、8の(1)の法定代理受領を行わない指定計画相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定計画相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を計画相談支援対象障害者等に対して交付しているか。</p>	<p>平 24 厚令 28 第 14 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 14 条第 2 項</p>
11 指定計画相談支援の具体的取扱方針	<p>(1) 指定計画相談支援の方針は、第1に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによっているか。</p> <p>① 指定特定相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>② 指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っているか。</p>	<p>平 24 厚令 28 第 15 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 1 項 第 1 号</p> <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項 第 2 号</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(2) 指定計画相談支援における指定サービス利用支援の方針は、第1に規定する基本方針及び(1)に規定する方針に基づき、次に掲げるところによっているか。</p> <p>① 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めているか。</p> <p>② 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしているか。</p> <p>③ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援に加えて、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努めているか。</p> <p>④ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。</p> <p>⑤ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(アセスメント)を行っているか。</p> <p>⑥ 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接しているか。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p>	<p>平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項 第 1 号</p> <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項 第 2 号</p> <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項 第 3 号</p> <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項 第 4 号</p> <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項 第 5 号</p> <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項 第 6 号</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>⑦ 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第5条第23項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成しているか。</p> <p>⑧ 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に法第5条第8項に定める短期入所を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間180日を超えないようにしているか。</p> <p>(経過措置) 平成30年4月1日前に定められたサービス等利用計画については、本規定は適用しない。</p> <p>⑨ 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。</p> <p>⑩ 相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を利用者等に交付しているか。</p> <p>⑪ 相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。</p>	<p>平 24 厚 令 28 第 15 条 第 2 項 第 7 号</p> <p>平 24 厚 令 28 第 15 条 第 2 項 第 8 号</p> <p>平 24 厚 令 28 附 則 3</p> <p>平 24 厚 令 28 第 15 条 第 2 項 第 9 号</p> <p>平 24 厚 令 28 第 15 条 第 2 項 第 10 号</p> <p>平 24 厚 令 28 第 15 条 第 2 項 第 11 号</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>⑫ 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。</p> <p>⑬ 相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付しているか。</p> <p>(3) 指定計画相談支援における指定継続サービス利用支援の方針は、第1に規定する基本方針、(1)及び(2)に規定する方針に基づき、次に掲げるところによっているか。</p> <p>① 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握(モニタリング(利用者についての継続的な評価を含む。))を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行っているか。</p> <p>② 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第5条第23項に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しているか。</p> <p>③ (2)の①から⑧まで及び⑩から⑬までの規定は、(3)の①に規定するサービス等利用計画の変更について準用する。</p> <p>④ 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行っているか。</p> <p>⑤ 相談支援専門員は、指定障害者支援施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。</p>	<p>平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項 第 12 号</p> <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項 第 13 号</p> <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 3 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 3 項 第 1 号</p> <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 3 項 第 2 号</p> <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 3 項 第 3 号</p> <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 3 項 第 4 号</p> <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 3 項 第 5 号</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
12 利用者等に対するサービス等利用計画等の書類の交付	指定特定相談支援事業者は、利用者等が他の指定特定相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等から申出があった場合には、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。	平 24 厚令 28 第 16 条
13 計画相談支援対象障害者等に関する市町村への通知	指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援を受けている計画相談支援対象障害者等が偽りその他不正な行為によって計画相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	平 24 厚令 28 第 17 条
14 管理者の責務	<p>(1) 指定特定相談支援事業所の管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定計画相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業所の管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者に第 1 から 3 の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>平 24 厚令 28 第 18 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 18 条第 2 項</p>
15 運営規程	<p>指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定計画相談支援の提供方法及び内容並びに計画相談支援対象障害者等から受領する費用及びその額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧ その他運営に関する重要事項</p>	平 24 厚令 28 第 19 条
16 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対し、適切な指定計画相談支援を提供できるよう、指定特定相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に指定計画相談支援の業務を担当させているか。ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りでない。</p>	<p>平 24 厚令 28 第 20 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 20 条第 2 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
17 設備及び備品等	<p>(3) 指定特定相談支援事業者は、相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>指定特定相談支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定計画相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</p>	<p>平 24 厚令 28 第 20 条第 3 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 21 条</p>
18 衛生管理等	<p>(1) 指定特定相談支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p>	<p>平 24 厚令 28 第 22 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 22 条第 2 項</p>
19 掲示等	<p>(1) 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、(1)に規定する重要事項の公表に努めているか。</p>	<p>平 24 厚令 28 第 23 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 24 項第 2 項</p>
20 秘密保持等	<p>(1) 指定特定相談支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定特定相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>平 24 厚令 28 第 24 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 24 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 24 条第 3 項</p>
21 広告	<p>指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。</p>	<p>平 24 厚令 28 第 25 条</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
22 障害福祉サービス事業者等からの利益収受等の禁止	<p>(1) 指定特定相談支援事業者及び指定特定相談支援事業所の管理者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。</p> <p>(3) 指定特定相談支援事業者及びその従業者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>平 24 厚令 28 第 26 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 26 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 26 条第 3 項</p>
23 苦情解決	<p>(1) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平 24 厚令 28 第 27 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 27 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 27 条第 3 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
24 事故発生時の 対応	<p>(4) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第 11 条第 2 項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定計画相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平 24 厚令 28 第 27 条第 4 項</p>
	<p>(5) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第 51 条の 27 第 2 項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平 24 厚令 28 第 27 条第 5 項</p>
	<p>(6) 指定特定相談支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p>	<p>平 24 厚令 28 第 27 条第 6 項</p>
	<p>(7) 指定特定相談支援事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しているか。</p>	<p>平 24 厚令 28 第 27 条第 7 項</p>
	<p>(1) 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 24 厚令 28 第 28 条第 1 項</p>
	<p>(2) 指定特定相談支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p>	<p>平 24 厚令 28 第 28 条第 2 項</p>
	<p>(3) 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>平 24 厚令 28 第 28 条第 3 項</p>
25 会計の区分	<p>指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定計画相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>平 24 厚令 28 第 29 条</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
26 記録の整備	<p>(1) 指定特定相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定計画相談支援を提供した日から5年間保存しているか。</p> <p>① 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録</p> <p>② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳</p> <p>ア サービス等利用計画案及びサービス等利用計画</p> <p>イ アセスメントの記録</p> <p>ウ サービス担当者会議等の記録</p> <p>エ モニタリングの結果の記録</p> <p>③ 計画相談支援対象障害者等に関する市町村への通知に係る記録</p> <p>④ 苦情の内容等の記録</p> <p>⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>平 24 厚令 28 第 30 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 30 条第 2 項</p>
第 4 変更の届出等	<p>(1) 指定特定相談支援事業者は、当該指定に係る特定相談支援事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第 34 条の 60 で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定計画相談支援の事業を再開したときは、10 日以内に、その旨を市町村長に届け出ているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、当該指定計画相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1 月前までに、その旨を市町村長に届け出ているか。</p>	<p>法第 51 条の 25 第 3 項 施行規則第 34 条の 60</p> <p>法第 51 条の 25 第 4 項 施行規則第 34 条の 60</p>
第 5 計画相談支援給付費の算定及び取扱い 1 基本事項	<p>(1) 指定計画相談支援に要する費用の額は、平成 24 年厚生労働省告示第 125 号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」の別表計画相談支援給付費単位数表により算定する単位数に平成 18 年厚生労働省告示第 539 号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて算定しているか。</p> <p>(ただし、その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域計画支援に要した費用の額となっているか。)</p>	<p>法第 51 条の 17 第 2 項</p> <p>平 24 厚告 125 の一 平 18 厚告 539</p> <p>法第 51 条の 17 第 2 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>2 計画相談支援費</p> <p>(1) サービス利用支援費</p> <p>(2) 継続サービス利用支援費</p> <p>(3) その他</p>	<p>(2) (1)の規定により指定計画相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>① サービス利用支援費（Ⅰ） 指定特定相談支援事業所における計画相談支援対象障害者等の数を当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の員数（前六月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。）（相談支援専門員の平均員数）で除して得た数（取扱件数）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。</p> <p>② サービス利用支援費（Ⅱ） 取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。</p> <p>継続サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>① 継続サービス利用支援費（Ⅰ） 取扱件数が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。</p> <p>② 継続サービス利用支援費（Ⅱ） 取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。</p> <p>① 指定特定相談支援事業者が、第3の11の(2)の⑥（第3の11の(3)の③において準用する場合を含む）、⑨、⑩若しくは⑪から⑬まで（第3の11の(3)の③において準用する場合を含む）又は第3の11の(3)の②に定める基準を満たさないで指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定していないか。</p> <p>② 指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定していないか。</p>	<p>平 24 厚告 125 の二</p> <p>平 24 厚告 125 別表の1の注1</p> <p>平 24 厚告 125 別表の1の注2</p> <p>平 24 厚告 125 別表の1の注3</p> <p>平 24 厚告 125 別表の1の注4</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>③ 指定特定相談支援事業者が、同一の月において、同一の計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を行った後に、指定サービス利用支援を行った場合には、継続サービス利用支援費に係る所定単位数を算定していないか。</p> <p>④ 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、介護保険法第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護1又は要介護2のものに対して、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(I)として、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算しているか。 ア サービス利用支援費(I) 552 単位 イ 継続サービス利用支援費(I) 602 単位</p> <p>⑤ 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(II)として、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算しているか。 ア サービス利用支援費(I) 854 単位 イ サービス利用支援費(II) 125 単位 ウ 継続サービス利用支援費(I) 904 単位 エ 継続サービス利用支援費(II) 300 単位</p> <p>⑥ 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、かつ、介護保険法第7条第2項に規定する要支援状態区分が要支援1又は要支援2のものに対して、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行い、継続サービス利用支援費(I)を算定した場合に、介護予防支援費重複減算として、1月につき9単位を所定単位数から減算しているか。</p> <p>⑦ 平成21年厚生労働省告示第176号「厚生労働大臣が定める地域」に定める地域に居住している利用者に対して、指定計画相談支援を行った場合(①及び②に定める場合を除く。)に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平 24 厚告 125 別表の1の注5</p> <p>平 24 厚告 125 別表の1の注6</p> <p>平 24 厚告 125 別表の1の注7</p> <p>平 24 厚告 125 別表の1の注8</p> <p>平 24 厚告 125 別表の1の注9</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
3 利用者負担上限額管理加算	指定特定相談支援事業者が、第3の9に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告 125 別表の2の注
4 初回加算	指定特定相談支援事業者において、新規にサービス等利用計画を作成する計画相談支援対象障害者等に対して、指定サービス利用支援を行った場合その他の平成27年厚生労働省告示第180号「厚生労働大臣が定める基準」の一に定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告 125 別表の3の注 平 27 厚告 180 の一
5 特定事業所加算	平成27年厚生労働省告示第180号「厚生労働大臣が定める基準」の二に定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しない。 (1) 特定事業所加算(I) 500単位 (2) 特定事業所加算(II) 400単位 (3) 特定事業所加算(III) 300単位 (4) 特定事業所加算(IV) 150単位	平 24 厚告 125 別表の4の注 平 27 厚告 180 の二
6 入院時情報連携加算	計画相談支援対象障害者等が医療法(昭和23年法第205号)第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所(病院等)に入院するに当たり、平成27年厚生労働省告示第180号「厚生労働大臣が定める基準」の三に定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況や生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度としてそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しない。 (1) 入院時情報連携加算(I) 200単位 (2) 入院時情報連携加算(II) 100単位	平 24 厚告 125 別表の5の注 平 27 厚告 180 の三

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
7 退院・退所加算	<p>障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉法(昭和22年法第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設(乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。)、生活保護法(昭和25年法第144号)第38条第2項に規定する救護施設若しくは同条第3項に規定する更生施設に入所していた計画相談支援対象障害者等、病院等に入院していた計画相談支援対象障害者等、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法第50号)第3条に規定する刑事施設、少年院法(平成26年法第58号)第3条に規定する少年院若しくは更生保護事業法(平成7年法第86号)第2条第7項に規定する更生保護施設に収容されていた計画相談支援対象障害者等又は法務省設置法(平成11年法第93号)第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法(平成19年法第88号)第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設(更生保護施設を除く。)に宿泊していた計画相談支援対象障害者等が退院、退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する場合において、当該計画相談支援対象障害者等の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する調整を行った場合(同一の計画相談支援対象障害者等について、当該障害福祉サービス又は当該地域相談支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。)には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算しているか。(4の初回加算を算定する場合を除く。)</p>	平24厚告125別表の6の注

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
8 居宅介護支援事業所等連携加算	<p>計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援(指定居宅介護支援等)の利用を開始するに当たり、当該指定居宅介護支援を提供する指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)又は指定介護予防支援事業所(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第2条に規定する指定介護予防支援事業所をいう。)(指定居宅介護支援事業所等といい、当該計画相談支援対象障害者等が利用する指定特定相談支援事業所と一体的に運営している場合を除く。)に対して、当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該指定居宅介護支援事業所等における居宅サービス計画(介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。)又は介護予防サービス計画(同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。)の作成等に協力した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。(当該指定居宅介護支援等の利用開始日前6月以内において、当該計画相談支援対象障害者等による当該指定居宅介護支援事業所等における指定居宅介護支援等の利用について本加算を算定している場合を除く。)</p>	平 24 厚 告 125 別表の7の注
9 医療・保育・教育機関等連携加算	<p>第1の(3)に規定する福祉サービス等(障害福祉サービス及び地域相談支援を除く。)を提供する機関の職員等と面談を行い、計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。(4の初回加算を算定する場合及び7の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。)</p>	平 24 厚 告 125 別表の8の注
10 サービス担当者会議実施加算	<p>指定継続サービス利用支援を行うに当たり、第3の11の(2)の⑩に規定するサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況(計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、同⑩に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p>	平 24 厚 告 125 別表の9の注

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
11 サービス提供時モニタリング加算	指定特定相談支援事業所が、当該指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成した計画相談支援対象障害者等が利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の提供現場を訪問することにより、障害福祉サービス又は地域相談支援の提供状況等を確認し、及び記録した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、相談支援専門員1人当たりの計画相談支援対象障害者等の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しない。	平 24 厚告 125 別表の 10 の注
12 行動障害支援体制加算	平成 27 年厚生労働省告示第 180 号「厚生労働大臣が定める基準」の四に定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、1 月につき所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告 125 別表の 11 の注 平 27 厚告 180 の四
13 要医療児者支援体制加算	平成 27 年厚生労働省告示第 180 号「厚生労働大臣が定める基準」の五に定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、1 月につき所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告 125 別表の 12 の注 平 27 厚告 180 の五
14 精神障害者支援体制加算	平成 27 年厚生労働省告示第 180 号「厚生労働大臣が定める基準」の六に定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、1 月につき所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告 125 別表の 13 の注 平 27 厚告 180 の六
15 地域生活支援拠点等相談強化加算	平成 27 年厚生労働省告示第 180 号「厚生労働大臣が定める基準」の七に定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者(要支援者)が指定短期入所を利用する場合において、指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整(現に当該要支援者が指定短期入所を利用していない場合であっても、サービス等利用計画の作成又は変更を含む。)を行った場合には、当該要支援者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。(当該指定特定相談支援事業者が指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定地域定着支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合であって、当該指定地域定着支援事業者が平成 24 年厚生労働省告示第 124 号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」の別表の第 2 の地域定着支援サービス費を算定する場合を除く。)	平 24 厚告 125 別表の 14 の注 平 27 厚告 180 の七

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>16 地域体制強化 共同支援加算</p> <p>(経過措置)</p>	<p>平成 27 年厚生労働省告示第 180 号「厚生労働大臣が定める基準」の七に定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等の同意を得て、当該計画相談支援対象障害者等に対して、当該計画相談支援対象障害者等に第 1 の(3)に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか 3 者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会(法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会をいう。)に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行っている指定特定相談支援事業所において、当該計画相談支援対象障害者等 1 人につき 1 月に 1 回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に障害福祉サービス(療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助(日中サービス支援型指定共同生活援助に限る。))を除く。)、地域移行支援又は地域定着支援を利用する者に対し、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合については、平成 24 年厚生労働省告示第 125 号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」の別表の 1 のイ中「1,458 単位」とあるのは「1,611 単位」と、「729 単位」とあるのは「806 単位」と、同 1 のロ中「1,207 単位」とあるのは「1,310 単位」と、「603 単位」とあるのは「655 単位」と、同 1 の注 6 中「減算する。」とあるのは「減算する。ただし、継続サービス利用支援費(Ⅱ)を算定する場合は、1 月につき 50 単位を所定単位数から減算する。」と、「552 単位」及び「602 単位」とあるのは「705 単位」と、同 1 の注 7 中「854 単位」及び「904 単位」とあるのは「1,007 単位」と、「125 単位」とあるのは「202 単位」と、「300 単位」とあるのは「352 単位」と、同 1 の注 8 中「指定継続サービス利用支援を行い、継続サービス利用支援費(Ⅰ)」とあるのは「指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行い、サービス利用支援費(Ⅰ)又は継続サービス利用支援費(Ⅰ)」と、「9 単位」とあるのは「112 単位」とし、別表の 3 の初回加算は算定しない。</p>	<p>平 24 厚告 125 別表の 15 の注 平 27 厚告 180 の七</p> <p>平 30 厚告 102 前文</p>

主眼事項及び着眼点（指定地域移行支援）

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
第1 基本方針	<p>(1) 指定地域移行支援の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行われているか。</p> <p>(3) 指定地域移行支援事業者は、自らその提供する指定地域移行支援の質の評価を行い、常にその改善を図られているか。</p>	<p>法第51条の23</p> <p>平24厚令27第2条第1項</p> <p>平24厚令27第2条第2項</p> <p>平24厚令27第2条第3項</p>
第2 人員に関する基準		法第51条の23第1項
1 従業者		
(1) 指定地域移行支援従事者	<p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに専らその職務に従事する者(指定地域移行支援従事者)を置いているか。 (ただし、指定地域移行支援の業務に支障がない場合は、当該指定地域移行支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。)</p>	<p>平24厚令27第3条第1項</p>
(2) 相談支援専門員	<p>指定地域移行支援従事者のうち1人以上は、平成24年厚生労働省告示第226号「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」に定める相談支援専門員でなければならない。</p>	<p>平24厚令27第3条第2項</p> <p>平24厚告226</p>
2 管理者	<p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 (ただし、指定地域移行支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域移行支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。)</p>	<p>平24厚令27第4条</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第3 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>2 契約内容の報告等</p> <p>3 提供拒否の禁止</p> <p>4 連絡調整に対する協力</p> <p>5 サービス提供困難時の対応</p> <p>6 受給資格の確認</p>	<p>(経過措置) 指定基準の施行の日(平成24年4月1日)前に、地域移行支援に準ずる事業を行っていた事業所であって、1の(2)の相談支援専門員の配置が困難であると都道府県知事(指定都市又は中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長)が認める場合は、当分の間、相談支援専門員を配置しないことができる。</p> <p>(1) 指定地域移行支援事業者は、地域相談支援給付決定障害者が指定地域移行支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った地域相談支援給付決定障害者(利用申込者)に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、23に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定地域移行支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> <p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>指定地域移行支援事業者は、正当な理由がなく、指定地域移行支援の提供を拒んでいないか。</p> <p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の利用について市町村又は指定特定相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか</p> <p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定地域移行支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定地域移行支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供を求められた場合は、その者の提示する地域相談支援受給者証によって、地域相談支援給付費の支給対象者であること、地域相談支援給付決定の有無、地域相談支援給付決定の有効期間、地域相談支援給付量等を確認しているか。</p>	<p>平24厚令27附則第2条</p> <p>法第51条の23第2項 平24厚令27第5条第1項</p> <p>平24厚令27第5条第2項</p> <p>平24厚令27第6条</p> <p>平24厚令27第7条</p> <p>平24厚令27第8条</p> <p>平24厚令27第9条</p> <p>平24厚令27第10条</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
7 地域相談支援 給付決定の申請 に係る援助	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、地域相談支援給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに地域相談支援給付決定の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 11 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 11 条第 2 項</p>
8 心身の状況等 の把握	<p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 12 条</p>
9 指定障害福祉 サービス事業者 等との連携等	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 13 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 13 条第 2 項</p>
10 身分を証する 書類の携行	<p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援従事者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 14 条</p>
11 サービスの提供 の記録	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を提供した際は、当該指定地域移行支援の提供日、内容その他必要な事項を、当該指定地域移行支援の提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、(1) の規定による記録に際しては、地域相談支援給付決定障害者から指定地域移行支援を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 15 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 15 条第 2 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
12 指定地域移行支援事業者が地域相談支援給付決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定地域移行支援事業者が、指定地域移行支援を提供する地域相談支援給付決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該地域相談支援給付決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに地域相談支援給付決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、地域相談支援給付決定障害者に対して説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)又は(2)に規定する支払については、この限りでない)。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 16 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 16 条第 2 項</p>
13 地域相談支援給付費の額等の受領	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、法定代理受領を行わない指定地域移行支援を提供した際は、地域相談支援給付決定障害者から当該指定地域移行支援につき障害者総合支援法第 51 条の 14 第 3 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額)の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、地域相談支援給付決定障害者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問して指定地域移行支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を地域相談支援給付決定障害者から受けることができるが、支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定地域移行支援事業者は、(1)及び(2)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った地域相談支援給付決定障害者に対し交付しているか。</p> <p>(4) 指定地域移行支援事業者は、(2)の交通費については、あらかじめ、地域相談支援給付決定障害者に対し、その額について説明を行い、地域相談支援給付決定障害者の同意を得ているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 17 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 17 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 17 条第 3 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 17 条第 4 項</p>
14 地域相談支援給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、法定代理受領により指定地域移行支援に係る地域相談支援給付費の支給を受けた場合は、地域相談支援給付決定障害者に対し、当該地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付費の額を通知しているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 18 条第 1 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
15 指定地域移行支援の具体的取扱方針	<p>(2) 指定地域移行支援事業者は、13の(1)の法定代理受領を行わない指定地域移行支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定地域移行支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を地域相談支援給付決定障害者に対して交付しているか。</p> <p>指定地域移行支援の方針は、第1に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによるものとしているか。</p> <p>(1) 指定地域移行支援事業所の管理者は、指定地域移行支援従事者に、基本相談支援に関する業務及び地域移行支援計画の作成その他指定地域移行支援に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業所の管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の指定地域移行支援従事者に対する技術的指導及び助言を行わせるものとする。</p> <p>(3) 指定地域移行支援事業者は、地域移行支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定地域移行支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p> <p>(4) 指定地域移行支援の提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行うものとする。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 18 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 19 条</p> <p>平 24 厚令 27 第 19 条第 1 号</p> <p>平 24 厚令 27 第 19 条第 2 号</p> <p>平 24 厚令 27 第 19 条第 3 号</p> <p>平 24 厚令 27 第 19 条第 4 号</p>
16 地域移行支援計画の作成等	<p>(1) 指定地域移行支援従事者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定地域移行支援に係る計画(地域移行支援計画)を作成しているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行い、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(3) 指定地域移行支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者面接しなければならない。この場合において、指定地域移行支援従事者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 20 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 20 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 20 条第 3 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
17 地域における生活に移行するための活動に関する支援	<p>(4) 指定地域移行支援従事者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、地域移行支援の目標及びその達成時期並びに地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定地域移行支援事業所が提供する指定地域移行支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて地域移行支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。</p>	平 24 厚令 27 第 20 条第 4 項
	<p>(5) 指定地域移行支援従事者は、計画作成会議を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めているか。</p>	平 24 厚令 27 第 20 条第 5 項
	<p>(6) 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成に当たっては、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p>	平 24 厚令 27 第 20 条第 6 項
	<p>(7) 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画を作成した際には、当該地域移行支援計画を利用者に交付しているか。</p>	平 24 厚令 27 第 20 条第 7 項
	<p>(8) 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成後においても、適宜、地域移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて地域移行支援計画の変更を行っているか。</p>	平 24 厚令 27 第 20 条第 8 項
	<p>(9) 地域移行支援計画に変更があった場合、(2)～(7)に準じて取り扱っているか。</p>	平 24 厚令 27 第 20 条第 9 項
	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。18 において同じ。)の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援を提供するに当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の的確な把握に努めているか。</p>	平 24 厚令 27 第 21 条第 1 項
	<p>(2) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対して(1)の支援を提供するに当たっては、おおむね週に一回以上、利用者との対面により行っているか。</p>	平 24 厚令 27 第 21 条第 2 項

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
18 障害福祉サービスの体験的な利用支援	指定地域移行支援事業者は、障害福祉サービスの体験的な利用支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行っているか。	平 24 厚令 27 第 22 条
19 体験的な宿泊支援	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、体験的な宿泊支援について、次に定める要件を満たす場所において行っているか。</p> <p>① 利用者が体験的な宿泊を行うために必要な広さの居室を有するとともに、体験的な宿泊に必要な設備及び備品等を備えていること。</p> <p>② 衛生的に管理されている場所であること。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、体験的な宿泊支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うことができるが、委託により行っているか。</p>	平 24 厚令 27 第 23 条第 1 項 平 24 厚令 27 第 23 条第 2 項
20 関係機関との連絡調整等	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を提供するに当たっては、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の退院又は退所後の地域における生活に係る関係機関(24の(2)において「関係機関」という。)との連絡調整その他の便宜の供与を行っているか。	平 24 厚令 27 第 24 条
21 地域相談支援給付決定障害者に関する市町村への通知	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を受けている地域相談支援給付決定障害者が偽りその他不正な行為によって地域相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	平 24 厚令 27 第 25 条
22 管理者の責務	<p>(1) 指定地域移行支援事業所の管理者は、指定地域移行支援従事者その他の従業者の管理、指定地域移行支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業所の管理者は、指定地域移行支援従事者に平成 24 年厚生労働省令第 27 号(指定地域相談支援基準)の第 2 章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	平 24 厚令 27 第 26 条第 1 項 平 24 厚令 27 第 26 条第 2 項
23 運営規程	<p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 営業日及び営業時間</p> <p>④ 指定地域移行支援の提供方法及び内容並びに地域相談支援給付決定障害者から受領する費用及びその額</p>	平 24 厚令 27 第 27 条

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
24 勤務体制の確保等	<p>⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧ その他運営に関する重要事項</p> <p>(1) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対し、適切な指定地域移行支援を提供できるよう、指定地域移行支援事業所ごとに、指定地域移行支援従事者その他の従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに、当該指定地域移行支援事業所の指定地域移行支援従事者によって指定地域移行支援を提供しているか。 (ただし、18及び19の(2)の規定により、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行われる障害福祉サービスの体験的な利用支援及び体験的な宿泊支援並びに利用者の退院又は退所後の居住予定地が遠隔地にある場合における他の指定地域移行支援事業者への委託により行われる住居の確保及び関係機関との連絡調整その他の便宜の供与については、この限りでない。)</p> <p>(3) 指定地域移行支援事業者は、(2)ただし書の規定により指定地域移行支援に係る業務の一部を他の指定地域移行支援事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。</p> <p>(4) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 28 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 28 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 28 条第 3 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 28 条第 4 項</p>
25 設備及び備品等	<p>指定地域移行支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定地域移行支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 29 条</p>
26 衛生管理等	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 30 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 30 条第 2 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
27 掲示等	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び地域移行支援の実施状況、指定地域移行支援従事者の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、(1)に規定する重要事項の公表に努めているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 31 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 31 条第 2 項</p>
28 秘密保持等	<p>(1) 指定地域移行支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定地域移行支援事業者は、計画作成会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 32 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 32 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 32 条第 3 項</p>
29 情報の提供等	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を利用しようとする者が、これを適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定地域移行支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、当該指定地域移行支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 33 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 33 条第 2 項</p>
30 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定地域移行支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 34 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 34 条第 2 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
31 苦情解決	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関し、障害者総合支援法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定地域移行支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関し、障害者総合支援法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定地域移行支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関し、障害者総合支援法第51条の27第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定地域移行支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定地域移行支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)の改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 35 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 35 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 35 条第 3 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 35 条第 4 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 35 条第 5 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 35 条第 6 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
32 事故発生時の対応	<p>(7) 指定地域移行支援事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあつせんのできる限り協力しているか。</p> <p>(1) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対する指定地域移行支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対する指定地域移行支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 35 条第 7 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 36 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 36 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 36 条第 3 項</p>
33 会計の区分	<p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域移行支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 37 条</p>
34 記録の整備	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対する指定地域移行支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定地域移行支援を提供した日から 5 年間保存しているか。</p> <p>① 提供した指定地域移行支援に係る必要な事項の提供の記録</p> <p>② 地域移行支援計画</p> <p>③ 地域相談支援給付決定障害者に関する市町村への通知に係る記録</p> <p>④ 苦情の内容等の記録</p> <p>⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>平 24 厚令 27 第 38 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 38 条第 2 項</p>
第 4 変更の届出等	<p>(1) 指定一般相談支援事業者は、当該指定に係る一般相談支援事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第 34 条の 58 で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域相談支援の事業を再開したときは、10 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	<p>法第 51 条の 25 第 1 項 施行規則第 34 条の 58</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
第 5 地域移行支援サービス費の算定及び取扱い 1 基本事項	<p>(2) 指定一般相談支援事業者は、当該指定地域相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>(1) 指定地域相談支援に要する費用の額は、平成 24 年厚生労働省告示第 124 号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」の別表地域相談支援給付費単位数表により算定する単位数に、平成 18 年厚生労働省告示第 539 号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて算定しているか。 (ただし、その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額となっているか。)</p> <p>(2) (1)の規定により指定地域相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>法第 51 条の 25 第 2 項 施行規則第 34 条の 58</p> <p>法第 51 条の 14 第 3 項</p> <p>平 24 厚告 124 の一 平 18 厚告 539</p> <p>法第 51 条の 14 第 3 項</p> <p>平 24 厚告 124 の二</p>
	<p>(1) 地域移行支援サービス費 (I) については、平成 30 年厚生労働省告示第 114 号「厚生労働大臣が定める基準」に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して指定地域移行支援を行った場合に、1 月につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 地域移行支援サービス費 (II) については、(1)に規定する平成 30 年厚生労働省告示第 114 号「厚生労働大臣が定める基準」に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業者以外の指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して指定地域移行支援を行った場合に、1 月につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(3) 指定地域移行支援事業者が、第 3 の 16 に定める基準を満たさないう、又は利用者との対面による支援 (第 3 の 17 の (2) の規定による利用者との対面による支援をいう。) を 1 月に 2 日以上行わないで指定地域移行支援を行った場合には、所定単位数を算定していないか。</p>	<p>平 24 厚告 124 別表第 1 の 1 の注 1 平 30 厚告 114</p> <p>平 24 厚告 124 別表第 1 の 1 の注 1 の 2</p> <p>平 24 厚告 124 別表第 1 の 1 の注 2</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(4) 平成 21 年厚生労働省告示第 176 号「厚生労働大臣が定める地域」に定める地域の精神科病院又は障害者支援施設等、救護施設等又は刑事施設等に入院、入所等している地域相談支援給付決定障害者に対して、指定地域移行支援を行った場合 ((3)に定める場合を除く。)に、特別地域加算として、1 回につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平 24 厚告 124 別表第 1 の 1 の注 3 平 21 厚告 176</p>
2 の 2 初回加算	<p>指定地域移行支援事業者が、指定地域移行支援を行った場合に、指定地域移行支援の利用を開始した月について、1 月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 24 厚告 124 別表第 1 の 1 の 2 の注</p>
3 集中支援加算	<p>指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、利用者との対面による支援を 1 月に 6 日以上実施した場合(2 の(3)に定める場合を除く。)に、1 月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、4 の退院・退所月加算が算定される月は、加算しない。</p>	<p>平 24 厚告 124 別表第 1 の 2 の注</p>
4 退院・退所月加算	<p>指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者の精神科病院、障害者支援施設等、救護施設等又は刑事施設等からの退院又は退所等をする日が属する月(翌月に退院、退所等することが確実に見込まれる場合であって、退院、退所等をする日が翌月の初日等であるとき)に、指定地域移行支援を行った場合(2 の(3)に定める場合を除く。)に、1 月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、当該地域相談支援給付決定障害者が、退院、退所後等をした後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない。</p>	<p>平 24 厚告 124 別表第 1 の 3 の注</p>
5 障害福祉サービスの体験利用加算	<p>(1) 障害福祉サービスの体験利用加算 (I) については、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合(2 の(3)に定める場合を除く。)に、体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して 5 日以内の期間について、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 障害福祉サービスの体験利用加算 (II) については、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合に、体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して 6 日以上 15 日以内の期間について、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 24 厚告 124 別表第 1 の 4 の注 1</p> <p>平 24 厚告 124 別表第 1 の 4 の注 2</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(3) 平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の九のイに定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅰ）又は障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅱ）を算定する場合に、さらに 1 日につき所定単位数に 50 単位を加算しているか。</p>	<p>平 24 厚告 124 別表第 1 の 4 の注 3 平 18 厚告 551 の九のイ</p>
<p>6 体験宿泊加算</p>	<p>(1) 体験宿泊加算(Ⅰ)については、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、体験的な宿泊支援(第 3 の 19 の(1)に規定する体験的な宿泊支援のうち単身での生活に向けたものをいう。)を提供した場合(2 の(3)及び(2)に定める場合を除く。)に、体験宿泊加算(Ⅰ)及び体験宿泊加算(Ⅱ)を合計して 15 日を限度として、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 体験宿泊加算(Ⅱ)については、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、体験的な宿泊支援を提供し、かつ、当該地域相談支援給付決定障害者の心身の状況に応じ、当該地域相談支援給付決定障害者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合(2 の(3)に定める場合を除く。)に、体験宿泊加算(Ⅰ)及び体験宿泊加算(Ⅱ)を合計して 15 日を限度として、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(3) 平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の九のロに定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、イの体験宿泊加算（Ⅰ）又はロの体験宿泊加算（Ⅱ）を算定する場合に、さらに 1 日につき所定単位数に 50 単位を加算しているか。</p>	<p>平 24 厚告 124 別表第 1 の 5 の注 1</p> <p>平 24 厚告 124 別表第 1 の 5 の注 2</p> <p>平 24 厚告 124 別表第 1 の 5 の注 3 平 18 厚告 551 の九のロ準用(イ)</p>

主眼事項及び着眼点（指定地域定着支援）

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
第1 基本方針	<p>(1) 指定地域定着支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に行われているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行われているか。</p> <p>(3) 指定地域定着支援事業者は、自らその提供する指定地域定着支援の評価を行い、常にその改善を図られているか。</p>	<p>法第51条の23</p> <p>平24厚令27第39条第1項</p> <p>平24厚令27第39条第2項</p> <p>平24厚令27第39条第3項</p>
第2 人員に関する基準		法第51条の23第1項
1 従業者		
(1) 指定地域定着支援従事者	<p>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに専らその職務に従事する者(指定地域定着支援従事者)を置いているか。 (ただし、指定地域定着支援の業務に支障がない場合は、当該指定地域定着支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。)</p>	<p>平24厚令27第40条準用(第3条第1項)</p>
(2) 相談支援専門員	<p>指定地域定着支援従事者のうち1人以上は、平成24年厚生労働省告示第226号「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」に定める相談支援専門員でなければならない。</p>	<p>平24厚令27第40条準用(第3条第2項)</p> <p>平24厚告226</p>
2 管理者	<p>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 (ただし、指定地域定着支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域定着支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。)</p>	<p>平24厚令27第40条準用(第4条)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第3 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>2 契約内容の報告等</p> <p>3 提供拒否の禁止</p> <p>4 連絡調整に対する協力</p> <p>5 サービス提供困難時の対応</p> <p>6 受給資格の確認</p>	<p>(経過措置) 指定基準の施行の日(平成24年4月1日)前に、地域移行支援に準ずる事業を行っていた事業所であって、1の(2)の相談支援専門員の配置が困難であると都道府県知事(指定都市又は中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長)が認める場合は、当分の間、相談支援専門員を配置しないことができる。</p> <p>(1) 指定地域定着支援事業者は、地域相談支援給付決定障害者が指定地域定着支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った地域相談支援給付決定障害者(利用申込者)に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、21に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定地域定着支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> <p>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>指定地域定着支援事業者は、正当な理由がなく、指定地域定着支援の提供を拒んでいないか。</p> <p>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の利用について市町村又は指定特定相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。</p> <p>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定地域定着支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定地域定着支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <p>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供を求められた場合は、その者の提示する地域相談支援受給者証によって、地域相談支援給付費の支給対象者であること、地域相談支援給付決定の有無、地域相談支援給付決定の有効期間、地域相談支援給付量等を確認しているか。</p>	<p>平24厚令27附則第2条</p> <p>法第51条の23第2項 平24厚令27第45条準用(第5条第1項)</p> <p>平24厚令27第45条準用(第5条第2項)</p> <p>平24厚令27第45条準用(第6条)</p> <p>平24厚令27第45条準用(第7条)</p> <p>平24厚令27第45条準用(第8条)</p> <p>平24厚令27第45条準用(第9条)</p> <p>平24厚令27第45条準用(第10条)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
7 地域相談支援 給付決定の申請 に係る援助	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、地域相談支援給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに地域相談支援給付決定の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 11 条 第 1 項)</p> <p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 11 条 第 2 項)</p>
8 心身の状況等 の把握	<p>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 12 条)</p>
9 指定障害福祉 サービス事業者 等との連携等	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 13 条 第 1 項)</p> <p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 13 条 第 2 項)</p>
10 身分を証する 書類の携行	<p>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援従事者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 14 条)</p>
11 サービスの提 供の記録	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援を提供した際は、当該指定地域定着支援の提供日、内容その他必要な事項を、当該指定地域定着支援の提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、(1) の規定による記録に際しては、地域相談支援給付決定障害者から指定地域定着支援を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 15 条 第 1 項)</p> <p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 15 条 第 2 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
12 指定地域定着支援事業者が地域相談支援給付決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定地域定着支援事業者が、指定地域定着支援を提供する地域相談支援給付決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該地域相談支援給付決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに地域相談支援給付決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、地域相談支援給付決定障害者に対して説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)又は(2)に規定する支払については、この限りでない)。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 16 条 第 1 項)</p> <p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 16 条 第 2 項)</p>
13 地域相談支援給付費の額等の受領	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、法定代理受領を行わない指定地域定着支援を提供した際は、地域相談支援給付決定障害者から当該指定地域定着支援につき障害者総合支援法第 51 条の 14 第 3 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額)の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、地域相談支援給付決定障害者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問して指定地域定着支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を地域相談支援給付決定障害者から受けることができるが、支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定地域定着支援事業者は、(1)及び(2)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った地域相談支援給付決定障害者に対し交付しているか。</p> <p>(4) 指定地域定着支援事業者は、(2)の交通費については、あらかじめ、地域相談支援給付決定障害者に対し、その額について説明を行い、地域相談支援給付決定障害者の同意を得ているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 17 条 第 1 項)</p> <p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 17 条 第 2 項)</p> <p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 17 条 第 3 項)</p> <p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 17 条 第 4 項)</p>
14 地域相談支援給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、法定代理受領により指定地域定着支援に係る地域相談支援給付費の支給を受けた場合は、地域相談支援給付決定障害者に対し、当該地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付費の額を通知しているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 18 条 第 1 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
15 指定地域定着支援の具体的取扱方針	<p>(2) 指定地域定着支援事業者は、13の(1)の法定代理受領を行わない指定地域定着支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定地域定着支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を地域相談支援給付決定障害者に対して交付しているか。</p> <p>指定地域定着支援の方針は、第1に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによるものとしているか。</p> <p>(1) 指定地域定着支援事業所の管理者は、指定地域定着支援従事者に、基本相談支援に関する業務及び地域定着支援台帳の作成その他指定地域定着支援に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業所の管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の指定地域定着支援従事者に対する技術的指導及び助言を行わせるものとする。</p> <p>(3) 指定地域定着支援事業者は、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行わなければならない。</p> <p>(4) 指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行うものとする。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 18 条 第 2 項)</p> <p>平 24 厚令 27 第 41 条</p> <p>平 24 厚令 27 第 41 条第 1 号</p> <p>平 24 厚令 27 第 41 条第 2 号</p> <p>平 24 厚令 27 第 41 条第 3 号</p> <p>平 24 厚令 27 第 41 条第 4 号</p>
16 地域定着支援台帳の作成等	<p>(1) 指定地域定着支援従事者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用者の家族等及び当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した指定地域定着支援に係る台帳(地域定着支援台帳)を作成しているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作成に当たっては、適切な方法によりアセスメントを行っているか。</p> <p>(3) 指定地域定着支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、指定地域定着支援の職務に従事する者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(4) 指定地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作成後においても、適宜、地域定着支援台帳の見直しを行い、必要に応じて地域定着支援台帳の変更を行っているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 42 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 42 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 42 条第 3 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 42 条第 4 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
17 常時の連絡体制の確保等	<p>(5) 地域定着支援台帳に変更があった場合、(2)及び(3)に準じて取り扱っているか。</p> <p>(1) 指定地域定着支援事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性等に応じ、適切な方法により、当該利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保しているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、適宜利用者の居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握しているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 42 条第 5 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 43 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 43 条第 2 項</p>
18 緊急の事態における支援等	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行っているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、(1)の状況把握を踏まえ、当該利用者が置かれている状況に応じて、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援その他の必要な措置を適切に講じているか。</p> <p>(3) 指定地域定着支援事業者は、(2)の一時的な滞在による支援について、次に定める要件を満たす場所において行っているか。</p> <p>① 利用者が一時的な滞在进行うために必要な広さの区画を有するとともに、一時的な滞在に必要な設備及び備品等を備えていること。</p> <p>② 衛生的に管理されている場所であること。</p> <p>(4) 指定地域定着支援事業者は、(2)の一時的な滞在による支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うことができる。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 44 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 44 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 44 条第 3 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 44 条第 4 項</p>
19 地域相談支援給付決定障害者に関する市町村への通知	<p>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援を受けている地域相談支援給付決定障害者が偽りその他不正な行為によって地域相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 25 条)</p>
20 管理者の責務	<p>(1) 指定地域定着支援事業所の管理者は、指定地域定着支援従事者その他の従業者の管理、指定地域定着支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 26 条 第 1 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
21 運営規程	<p>(2) 指定地域定着支援事業所の管理者は、指定地域定着支援従事者に指定地域相談支援基準の第3章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定地域定着支援の提供方法及び内容並びに地域相談支援給付決定障害者から受領する費用及びその額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧ その他運営に関する重要事項</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 26 条 第 2 項)</p> <p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 27 条)</p>
22 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、利用者に対し、適切な指定地域定着支援を提供できるよう、指定地域定着支援事業所ごとに、指定地域定着支援従事者その他の従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに、当該指定地域定着支援事業所の指定地域定着支援従事者によって指定地域定着支援を提供しているか。 (ただし、18 の(4)の規定により指定障害福祉サービス事業者等への委託により行われる一時的な滞在による支援については、この限りでない。)</p> <p>(3) 指定地域定着支援事業者は、(2) ただし書の規定により指定地域定着支援に係る業務の一部を他の指定地域定着支援事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。</p> <p>(4) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 28 条 第 1 項)</p> <p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 28 条 第 2 項)</p> <p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 28 条 第 3 項)</p> <p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 28 条 第 4 項)</p>
23 設備及び備品等	<p>指定地域定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定地域定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 29 条)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
24 衛生管理等	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 30 条 第 1 項)</p> <p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 30 条 第 2 項)</p>
25 掲示等	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び地域定着支援の実施状況、指定地域定着支援従事者の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、(1)に規定する重要事項の公表に努めているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 31 条 第 1 項)</p> <p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 31 条 第 2 項)</p>
26 秘密保持等	<p>(1) 指定地域定着支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定地域定着支援事業者は、計画作成会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 32 条 第 1 項)</p> <p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 32 条 第 2 項)</p> <p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 32 条 第 3 項)</p>
27 情報の提供等	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援を利用しようとする者が、これを適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定地域定着支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、当該指定地域定着支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 33 条 第 1 項)</p> <p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 33 条 第 2 項)</p>
28 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定地域定着支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 34 条 第 1 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
29 苦情解決	<p>(2) 指定地域定着支援事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>(1) 指定地域定着支援事業者は、その提供した指定地域定着支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定地域定着支援事業者は、その提供した指定地域定着支援に関し、障害者総合支援法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定地域定着支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定地域定着支援事業者は、その提供した指定地域定着支援に関し、障害者総合支援法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定地域定着支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 34 条 第 2 項)</p> <p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 35 条 第 1 項)</p> <p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 35 条 第 2 項)</p> <p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 35 条 第 3 項)</p> <p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 35 条 第 4 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
30 事故発生時の 対応	<p>(5) 指定地域定着支援事業者は、その提供した指定地域定着支援に関し、障害者総合支援法第51条の27第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定地域定着支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 35 条 第 5 項)</p>
	<p>(6) 指定地域定着支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)の改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 35 条 第 6 項)</p>
	<p>(7) 指定地域定着支援事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 35 条 第 7 項)</p>
	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、利用者に対する指定地域定着支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 36 条 第 1 項)</p>
	<p>(2) 指定地域定着支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 36 条 第 2 項)</p>
	<p>(3) 指定地域定着支援事業者は、利用者に対する指定地域定着支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 36 条 第 3 項)</p>
31 会計の区分	<p>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域定着支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 37 条)</p>
32 記録の整備	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 38 条 第 1 項)</p>
	<p>(2) 指定地域定着支援事業者は、利用者に対する指定地域定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定地域定着支援を提供した日から5年間保存しているか。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 38 条 第 2 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第4 変更の届出等</p>	<p>① 提供した指定地域定着支援に係る必要な事項の提供の記録 ② 地域定着支援計画 ③ 地域相談支援給付決定障害者に関する市町村への通知に係る記録 ④ 苦情の内容等の記録 ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(1) 指定一般相談支援事業者は、当該指定に係る一般相談支援事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の58で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域相談支援の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>(2) 指定一般相談支援事業者は、当該指定地域相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	<p>法第51条の25第1項 施行規則第34条の58</p> <p>法第51条の25第2項 施行規則第34条の58</p>
<p>第5 地域定着支援サービス費の算定及び取扱い</p> <p>1 基本事項</p> <p>2 地域定着支援サービス費</p>	<p>(1) 指定地域相談支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第124号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」の別表地域相談支援給付費単位数表により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて算定しているか。 (ただし、その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額となっているか。)</p> <p>(2) (1)の規定により指定地域相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>(1) 体制確保費については、指定地域定着支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、指定地域定着支援として、常時の連絡体制の確保等(第3の17の規定による常時の連絡体制の確保等をいう。)を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>法第51条の14第3項</p> <p>平24厚告124の一 平18厚告539</p> <p>法第51条の14第3項</p> <p>平24厚告124の二</p> <p>平24厚告124別表第2の注1</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(2) 緊急時支援費（Ⅰ）については、指定地域定着支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援（第3の18の(2)に規定する一時的な滞在による支援をいう。）を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(3) 緊急時支援費（Ⅱ）については、指定地域定着支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。）に電話による相談援助を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、この場合において、緊急時支援費（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。</p> <p>(4) 指定地域定着支援事業者が、16の(3)又は17の(2)に定める基準を満たさないで指定地域定着支援を行った場合には、所定単位数を算定していないか。</p> <p>(5) 平成21年厚生労働省告示第176号「厚生労働大臣が定める地域」に定める地域に居住している利用者に対して、指定地域定着支援を行った場合((4)に定める場合を除く。)に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平24厚告124 別表第2の注2</p> <p>平24厚告124 別表第2の注2 の2</p> <p>平24厚告124 別表第2の注3</p> <p>平24厚告124 別表第2の注4 平21厚告176</p>

主眼事項及び着眼点（指定障害児相談支援）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
第1 基本方針	<p>(1) 指定障害児相談支援の事業は、障害児又は障害児の保護者(障害児等)の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児等の立場に立って行われているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援の事業は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われているか。</p> <p>(3) 指定障害児相談支援の事業は、障害児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス(福祉サービス等)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。</p> <p>(4) 指定障害児相談支援の事業は、当該障害児等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われているか。</p> <p>(5) 指定障害児相談支援事業者は、市町村、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めているか。</p> <p>(6) 指定障害児相談支援事業者は、自らその提供する指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>法第24条の31 平24厚令29 第2条第1項</p> <p>平24厚令29 第2条第2項</p> <p>平24厚令29 第2条第3項</p> <p>平24厚令29 第2条第4項</p> <p>平24厚令29 第2条第5項</p> <p>平24厚令29 第2条第6項</p>
第2 人員に関する基準 1 従業者	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、当該指定に係る障害児相談支援事業所(指定障害児相談支援事業所)ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員(指定障害児相談支援の提供に当たる者として平成24年厚生労働省告示第225号「指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」に定める者)を置いているか。(ただし、指定障害児相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。)</p> <p>(2) (1)に規定する相談支援専門員の員数の標準は、障害児相談支援対象保護者の数(当該指定障害児相談支援事業者が、指定特定相談支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定障害児相談支援の事業と指定計画相談支援の事業とを同一の事</p>	<p>法第24条の31 第1項</p> <p>平24厚令29 第3条第1項 平24厚告225</p> <p>平24厚令29 第3条第2項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
<p>2 管理者</p> <p>第3 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>2 契約内容の報告等</p> <p>3 提供拒否の禁止</p> <p>4 サービス提供困難時の対応</p>	<p>業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定障害児相談支援の事業における障害児相談支援対象保護者の数及び指定特定相談支援の事業における計画相談支援対象障害者等の数の合計数が35又はその端数を増すごとに1となっているか。</p> <p>(3) (2)に規定する障害児相談支援対象保護者の数は、前6月の平均値となっているか。(ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。)</p> <p>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。(ただし、指定障害児相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。)</p> <p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、障害児相談支援対象保護者が指定障害児相談支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った障害児相談支援対象保護者(利用申込者)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定障害児相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> <p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、障害児支援利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出しているか。</p> <p>指定障害児相談支援事業者は、正当な理由がなく、指定障害児相談支援の提供を拒んでいないか。</p> <p>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者及び利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指</p>	<p>平24厚令29第3条第3項</p> <p>平24厚令29第4条</p> <p>法第24条の31第2項 平24厚令29第5条第1項</p> <p>平24厚令29第5条第2項</p> <p>平24厚令29第6条第1項</p> <p>平24厚令29第6条第2項</p> <p>平24厚令29第7条</p> <p>平24厚令29第8条</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
5 受給資格の確認	<p>定障害児相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害児相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <p>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する通所受給者証によって、障害児相談支援給付費の支給対象者であること、法第6条の2の2第9項に規定する児童福祉法施行規則で定める期間、通所給付決定の有無、通所給付決定の有効期間、支給量等をお確かめているか。</p>	平24厚令29第9条 規則第1条の2の7
6 通所給付決定の申請に係る援助	指定障害児相談支援事業者は、通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う通所給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。	平24厚令29第10条
7 身分を証する書類の携行	指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	平24厚令29第11条
8 障害児相談支援給付費の額等の受領	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定障害児相談支援を提供した際は、障害児相談支援対象保護者から当該指定障害児相談支援につき平成24年厚生労働省告示第126号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額）の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、障害児相談支援対象保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定障害児相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を障害児相談支援対象保護者から受けているか。</p> <p>(3) 指定障害児相談支援事業者は、(1)及び(2)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った障害児相談支援対象保護者に対し交付しているか。</p> <p>(4) 指定障害児相談支援事業者は、(2)の交通費については、あらかじめ、障害児相談支援対象保護者に対し、その額について説明を行い、障害児相談支援対象障害者の同意を得ているか。</p>	<p>平24厚令29第12条第1項 平24厚告126</p> <p>平24厚令29第12条第2項</p> <p>平24厚令29第12条第3項</p> <p>平24厚令29第12条第4項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
9 利用者負担額に係る管理	<p>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援を提供している障害児相談支援対象保護者に係る障害児が当該指定障害児相談支援と同一の月に受けた指定通所支援につき法第21条の5の3第2項第2号に掲げる当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して児童福祉法施行令で定める額の合計額(利用者負担額合計額)を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定障害児相談支援事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該障害児相談支援対象保護者及び当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対し指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しているか。</p>	平24厚令29第13条 施行令第24条
10 障害児相談支援給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領により指定障害児相談支援に係る障害児相談支援給付費の支給を受けた場合は、障害児相談支援対象保護者に対し、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児相談支援給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定障害児相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定障害児相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を障害児相談支援対象保護者に対して交付しているか。</p>	平24厚令29第14条第1項 平24厚令29第14条第2項
11 指定障害児相談支援の具体的取扱方針	<p>(1) 指定障害児相談支援の方針は、第1に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによっているか。</p> <p>① 指定障害児相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に障害児支援利用計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>② 指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、障害児又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する障害児の家族による支援等適切な手法を通じて行っているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援における指定障害児支援利用援助の方針は、第1に規定する基本方針及び(1)に規定する方針に基づき、次に掲げるところによっているか。</p> <p>① 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児等の希望等を踏まえて作成するよう努めているか。</p> <p>② 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の自立した日常生活の</p>	平24厚令29第15条第1項 平24厚令29第15条第1項第1号 平24厚令29第15条第1項第2号 平24厚令29第15条第2項 平24厚令29第15条第2項第1号 平24厚令29第15条第2項

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<p>支援を効果的に行うため、障害児の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしているか。</p> <p>③ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の日常生活全般を支援する観点から、指定通所支援に加えて、指定通所支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて障害児支援利用計画上に位置付けるよう努めているか。</p> <p>④ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成の開始に当たっては、障害児等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害児通所支援事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に障害児又はその家族に対して提供しているか。</p> <p>⑤ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児の希望する生活や障害児が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(アセスメント)を行っているか。</p> <p>⑥ 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接しているか。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を障害児及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>⑦ 相談支援専門員は、障害児についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定通所支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、障害児及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第6条の2の2第9項に規定する児童福祉法施行規則で定める期間に係る提案等を記載した障害児支援利用計画案を作成しているか。</p> <p>⑧ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、障害児通所給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該障害児支援利用計画案の内容について、障害児及びその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得ているか。</p> <p>⑨ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画案を</p>	<p>第2号</p> <p>平24厚令29 第15条第2項 第3号</p> <p>平24厚令29 第15条第2項 第4号</p> <p>平24厚令29 第15条第2項 第5号</p> <p>平24厚令29 第15条第2項 第6号</p> <p>平24厚令29 第15条第2項 第7号 規則第1条の2 の7</p> <p>平24厚令29 第15条第2項 第8号</p> <p>平24厚令29</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<p>作成した際には、当該障害児支援利用計画案を障害児等に交付しているか。</p> <p>⑩ 相談支援専門員は、通所給付決定を踏まえて障害児支援利用計画案の変更を行い、指定障害児通所支援事業者等その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。</p> <p>⑪ 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の内容について、障害児及びその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得ているか。</p> <p>⑫ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画を作成した際には、当該障害児支援利用計画を障害児等及び担当者に交付しているか。</p> <p>(3) 指定障害児相談支援における指定継続障害児支援利用援助の方針は、第1に規定する基本方針、(1)及び(2)に規定する方針に基づき、次に掲げるところによっているか。</p> <p>① 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成後、障害児支援利用計画の実施状況の把握(モニタリング)を行い、必要に応じて障害児支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな通所給付決定が必要であると認められる場合には、障害者等に対し、通所給付決定に係る申請の勧奨を行っているか。</p> <p>② 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、障害児及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第6条の2の2第9項に規定する児童福祉法施行規則で定める期間ごとに障害児の居宅を訪問し、障害児等に面接するほか、その結果を記録しているか。</p> <p>③ (2)の①から⑦まで及び⑩から⑫までの規定は、(3)の①に規定する障害児支援利用計画の変更について準用する。</p> <p>④ 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、障害児がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は障害児等が指定障害児入所施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行っているか。</p> <p>⑤ 相談支援専門員は、指定障害児入所施設等から退所又は退院しようとする障害児又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行</p>	<p>第15条第2項第9号 平24厚令29第15条第2項第10号</p> <p>平24厚令29第15条第2項第11号</p> <p>平24厚令29第15条第2項第12号</p> <p>平24厚令29第15条第3項</p> <p>平24厚令29第15条第3項第1号</p> <p>平24厚令29第15条第3項第2号 規則第1条の2の7</p> <p>平24厚令29第15条第3項第3号</p> <p>平24厚令29第15条第3項第4号</p> <p>平24厚令29第15条第3項第5号</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
12 障害児等に対する障害児支援利用計画等の書類の交付	<p>っているか。</p> <p>指定障害児相談支援事業者は、障害児等が他の指定障害児相談支援事業者の利用を希望する場合その他障害児等から申出があった場合には、当該障害児等に対し、直近の障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。</p>	平24厚令29第16条
13 障害児相談支援対象保護者に関する市町村への通知	<p>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援を受けている障害児相談支援対象保護者が偽りその他不正な行為によって障害児相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p>	平24厚令29第17条
14 管理者の責務	<p>(1) 指定障害児相談支援事業所の管理者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定障害児相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業所の管理者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者に平成24年厚生労働省令第29号第2章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	平24厚令29第18条第1項 平24厚令29第18条第2項
15 運営規程	<p>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 営業日及び営業時間</p> <p>④ 指定障害児相談支援の提供方法及び内容並びに障害児相談支援対象保護者から受領する費用及びその額</p> <p>⑤ 通常の事業の実施地域</p> <p>⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑧ その他運営に関する重要事項</p>	平24厚令29第19条
16 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対し、適切な指定障害児相談支援を提供できるよう、指定障害児相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に指定障害児相談支援の業務を担当させているか。(ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りでない。)</p>	平24厚令29第20条第1項 平24厚令29第20条第2項

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
17 設備及び備品等	<p>(3) 指定障害児相談支援事業者は、相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>指定障害児相談支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定障害児相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</p>	<p>平24厚令29第20条第3項</p> <p>平24厚令29第21条</p>
18 衛生管理等	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p>	<p>平24厚令29第22条第1項</p> <p>平24厚令29第22条第2項</p>
19 掲示等	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、障害児相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、(1)に規定する重要事項の公表に努めているか。</p>	<p>平24厚令29第23条第1項</p> <p>平24厚令29第23条第2項</p>
20 秘密保持等	<p>(1) 指定障害児相談支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定障害児相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、障害児又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>平24厚令29第24条第1項</p> <p>平24厚令29第24条第2項</p> <p>平24厚令29第24条第3項</p>
21 広告	<p>指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。</p>	<p>平24厚令29第25条</p>
22 指定障害児通所支援事業者等からの利益收受等の禁止	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業所の管理者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。</p>	<p>平24厚令29第26条第1項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
23 苦情解決	<p>(2) 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障害児等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。</p>	平24厚令29第26条第2項
	<p>(3) 指定障害児相談支援事業者及びその従業者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障害児に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	平24厚令29第26条第3項
	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援又は障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する障害児又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p>	平24厚令29第27条第1項
	<p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p>	平24厚令29第27条第2項
	<p>(3) 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法第24条の34第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	平24厚令29第27条第3項
	<p>(4) 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法第57条の3の2第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	平24厚令29第27条第4項
<p>(5) 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法第57条の3の3第4項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定障害児相談支援の提供の記録、帳簿書類その</p>	平24厚令29第27条第5項	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
24 事故発生時の対応	<p>他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定障害児相談支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事又は市町村長に報告しているか。</p> <p>(7) 指定障害児相談支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。</p> <p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>平24厚令29第27条第6項</p> <p>平24厚令29第27条第7項</p> <p>平24厚令29第28条第1項</p> <p>平24厚令29第28条第2項</p> <p>平24厚令29第28条第3項</p>
25 会計の区分	<p>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定障害児相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>平24厚令29第29条</p>
26 記録の整備	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定障害児相談支援を提供した日から5年間保存しているか。</p> <p>① 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録</p> <p>② 個々の障害児ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳</p> <p>イ 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画</p> <p>ロ アセスメントの記録</p> <p>ハ サービス担当者会議等の記録</p>	<p>平24厚令29第30条第1項</p> <p>平24厚令29第30条第2項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
第4 変更の届出等	<p>ニ モニタリングの結果の記録</p> <p>③ 市町村への通知に係る記録</p> <p>④ 苦情の内容等の記録</p> <p>⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、当該指定に係る障害児相談支援事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害児相談支援の事業を再開したときは、同施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を市町村長に届け出ているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市町村長に届け出ているか。</p>	<p>法第24条の32第1項 施行規則第25条の26の7第1項～第2項</p> <p>法第24条の32第2項 施行規則第25条の26の7第3項</p>
第5 障害児相談支援給付費の算定及び取扱い 1 基本事項	<p>(1) 指定障害児相談支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第126号の別表「障害児相談支援給付費単位数表」により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」を乗じて算定しているか。</p> <p>(2) (1)の規定により指定障害児相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>法第24条の26第2項</p> <p>平24厚告126の一 平24厚告128</p> <p>平24厚告126の二</p>
2 障害児相談支援費 (1) 障害児支援利用援助費	<p>障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>① 障害児支援利用援助費（Ⅰ） 指定障害児相談支援事業所における障害児相談支援対象保護者の数を当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員の員数（前六月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。）（相談支援専門員の平均員数）で除して得た数（取扱件数）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。</p> <p>② 障害児支援利用援助費（Ⅱ） 取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じて</p>	<p>平24厚告126別表の1の注1</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
(2) 継続障害児支援利用援助費	<p>得た数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。</p> <p>継続障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>① 継続障害児支援利用援助費（Ⅰ） 取扱件数が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。</p> <p>② 継続障害児支援利用援助費（Ⅱ） 取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。</p>	平24厚告126 別表の1の注2
(3) その他	<p>指定障害児相談支援事業者が、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）（指定基準）第15条第2項第6号（同条第3項第3号において準用する場合を含む）、第8号、第9号若しくは第10号から第12号まで（同条第3条第3項において準用する場合を含む）又は同条第3項第2号に定める基準を満たさないで指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った場合には、所定単位数を算定していないか。</p>	平24厚告126 別表の1の注3
(4) 同一の月に指定継続障害児支援利用援助と指定障害児支援利用援助を行う場合	<p>指定障害児相談支援事業者が、同一の月において、同一の障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助を行った後に、指定障害児支援利用援助を行った場合には、継続障害児支援利用援助に係る所定単位数を算定していないか。</p>	平24厚告126 別表の1の注4
(5) 特別地域加算	<p>平成24年厚生労働省告示第233号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める地域」に居住している障害児に対して、指定障害児相談支援を行った場合（(3)に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	平24厚告126 別表の1の注5 平24厚告233
3 利用者負担上限額管理加算	<p>指定障害児相談支援事業者が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	平24厚告126 別表の2の注
4 初回加算	<p>指定障害児相談支援事業者において、新規に障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合その他平成27年厚生労働省告示第181号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に</p>	平24厚告126 別表の3の注 平27厚告181の一

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
5 特定事業所加算	<p>関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準」の一に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>平成27年厚生労働省告示第181号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準」の二に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ1月につきそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定していないか。</p> <p>イ 特定事業所加算（Ⅰ） ロ 特定事業所加算（Ⅱ） ハ 特定事業所加算（Ⅲ） ニ 特定事業所加算（Ⅳ）</p>	平24厚告126 別表の4の注 平27厚告181の二
6 入院時情報連携加算	<p>障害児通所支援を利用する障害児が病院又は診療所（病院等）に入院するに当たり、平成27年厚生労働省告示第181号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準」の三に従い、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況や生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、当該障害児1人につき1月に1回を限度としてそれぞれ所定の単位数を加算しているか。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算を算定していないか。</p> <p>イ 入院時情報連携加算（Ⅰ） ロ 入院時情報連携加算（Ⅱ）</p>	平24厚告126 別表の5の注 平27厚告181の三
7 退院・退所加算	<p>法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）若しくは障害者支援施設に入所していた障害児、病院等に入院していた障害児、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第3条に規定する刑事施設、少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院若しくは更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第7項に規定する更生保護施設に収容されていた障害児又は法務省設置法（平成11年法律第93号）第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法（平成19年法律第88号）第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。）に宿泊していた障害児が退院、退所等をし、障害児通所支援を利用する場合において、当該障害児の</p>	平24厚告126 別表の6の注

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
8 医療・保育・教育機関等連携加算	<p>退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行った場合（同一の障害児について、当該障害児通所支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算しているか。（4の初回加算を算定する場合を除く。）。</p> <p>指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等（障害児通所支援及び障害福祉サービスを除く。）を提供する機関の職員等と面談を行い、障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか（4の初回加算を算定する場合及び7の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。）。</p>	平24厚告126 別表の7の注
9 サービス担当者会議実施加算	<p>指定継続障害児支援利用援助を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p>	平24厚告126 別表の8の注
10 サービス提供時モニタリング加算	<p>指定障害児相談支援事業所が、当該指定障害児相談支援事業所が障害児支援利用計画を作成した障害児相談支援対象保護者に係る障害児が利用する障害児通所支援の提供現場を訪問することにより、障害児通所支援の提供状況等を確認し、及び当該提供状況等を記録した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、相談支援専門員1人当たりの障害児相談支援対象保護者の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定していないか。</p>	平24厚告126 別表の9の注
11 行動障害支援体制加算	<p>平成27年厚生労働省告示第181号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準」の四に定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	平24厚告126 別表の10の注 平27厚告181の四

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
12 要医療児者支援体制加算	平成27年厚生労働省告示第181号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準」の五に定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告126別表の11の注 平27厚告181の五
13 精神障害者支援体制加算	平成27年厚生労働省告示第181号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準」の六に定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告126別表の12の注 平27厚告181の六
14 地域生活支援拠点等相談強化加算	平成27年厚生労働省告示第181号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準」の七に定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児（要支援児）が指定短期入所を利用する場合において、指定短期入所事業者に対して当該要支援児に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援児が指定短期入所を利用していない場合にあつては、障害児支援利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援児1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。	平24厚告126別表の13の注 平27厚告181の七
15 地域体制強化共同支援加算	平成27年厚生労働省告示第181号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準」の七に定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員が障害児相談支援対象保護者の同意を得て、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対して、指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児利用支援を行っている指定障害児相談支援事業所において、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。	平24厚告126別表の14の注 平27厚告181の七